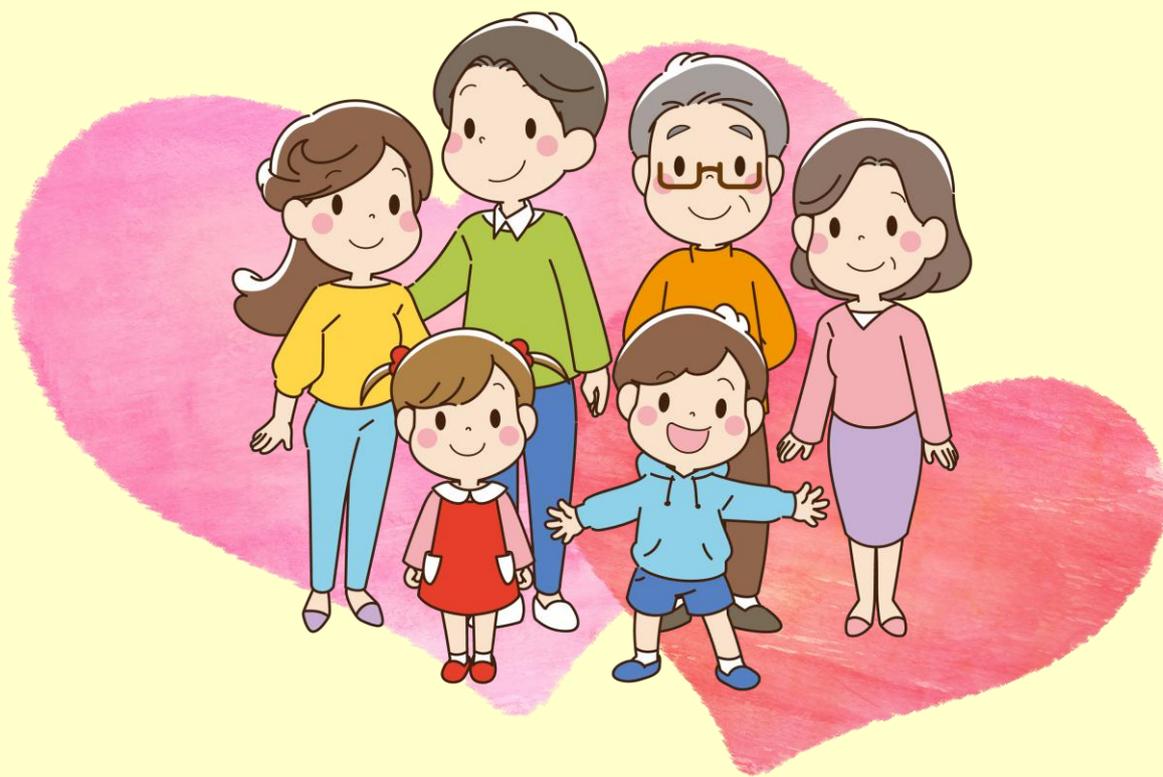


第3期水上村 子ども・子育て支援事業計画

『水上村で育ちたい・水上村で育てたい』の声がきこえる
恵まれた自然と地域みんなの子育て応援



令和7年3月

熊本県 水上村

はじめに

我が国においては、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労形態の多様化、地域の過疎化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は様々な課題を抱えており、幼児期の保育や公的な子育て支援はその重要性を増してきています。

このような社会背景のもと、本村ではこれまで、幼児期の保育・教育や各種子育て支援施策の方向性を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づき幼児教育・保育環境の計画的な整備と子育て支援の充実に努めてきました。

この間、国は「常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現」することを掲げ、「子ども家庭庁」の創設や「こども大綱」の閣議決定など、子どもと子育てに関する新たな方針を打ち出しています。

これらのことを踏まえ、このたび、第2期水上村子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終了するにあたり、国・県の方針や水上村の子育て関連の状況を考慮し、「第3期水上村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、村内の子育て世帯に対しアンケート調査を実施し、その課題やニーズを踏まえ、幼児期の教育・保育や病児の預かり等の子育てサービスの提供体制と、子育て支援施策の今後の方向性を定めたものです。

今後は、本計画に基づき水上村の子育て支援の充実に取り組み、本計画の基本理念である『水上村で育ちたい・水上村で育てたい』の声がきこえる恵まれた自然と地域みんなの子育て応援の実現を目指してまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました水上村子ども・子育て会議の委員の皆様、子育て支援に対する声をいただいた関係機関の皆様、アンケート調査等にご協力いただきました村民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

水上村長

中嶽 弘継

- 目次 -

第1章 本計画の策定の趣旨	1
第1節 本計画の策定の趣旨	1
第2節 国・県の動向	2
第3節 計画の法的根拠と位置づけ	5
第4節 計画の期間	7
第5節 計画策定の体制	8
第2章 水上村の状況	9
第1節 人口等の状況	9
第2節 アンケート調査結果	14
第3節 第2期計画期間の評価等	27
第3章 計画の基本理念	32
第1節 計画の基本理念	32
第2節 計画の基本的な視点	33
第3節 計画の基本目標	34
第4節 計画の体系	36
第4章 施策の具体的な取組	37
基本目標1 産前からの切れ目のない保健・医療の提供	37
基本目標2 子育て支援と教育環境の充実	43
基本目標3 子育て当事者への支援の充実	53
基本目標4 住みよい地域環境の整備	59
基本目標5 特に支援が必要な児童と家庭への取組	63
第5章 子ども・子育て支援給付等	73
第1節 教育・保育提供区域の設定	73
第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制	74
第3節 地域子ども・子育て支援事業	82
第4節 教育・保育の提供体制に関するその他の方針	94

第6章 計画の推進体制.....	96
第1節 計画の推進体制.....	96
第2節 計画の進行管理.....	97
資料編.....	98
水上村子ども・子育て会議設置条例.....	98
令和6年度 子ども・子育て会議委員名簿.....	99
用語集.....	100

第1章 本計画の策定の趣旨

第1節 本計画の策定の趣旨

我が国では核家族化の進行や共働き家庭の増加等により子育てを取り巻く環境が大きく変化し、育児不安を抱える家庭や保育の受け皿の確保、小学校の放課後における待機児童問題といった様々な問題を抱えていました。

これに対し、国は、平成24年に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図るために「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

同法では、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

水上村においても、「水上村子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画期間：平成27年度～令和元年度 第2期計画期間：令和2年度～令和6年度）をそれぞれ策定し、計画に基づき幼児期の教育・保育の提供や子育て支援に取り組んできました。

直近の第2期計画では、『水上村で育てたい』の声がきこえる恵まれた自然と地域みんなの子育て応援」を基本理念として、教育・保育の提供体制のみならず、母子保健施策や子ども・子育て施策の充実、子どもの貧困対策の方針等、水上村の子どもと子育て世帯に関する様々な施策の方向性を定めています。

近年、全国的に児童虐待や不登校、いじめ、子どもの自殺の増加等、子どもを取り巻く状況は深刻な状況が続き、新型コロナウイルス感染症の長期の流行が子どもや若者、家庭にさらに負の影響を与えています。

これらの状況に対し、国は常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置、「こども基本法」を施行、令和5年12月には政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

このように、国の動きや本村の状況が大きく変化したことから、あらためて本村の子育てに関する状況・課題を把握・整理し、現状に即した子ども・子育て施策を総合的に推進することが求められます。

以上のことから、この度、第2期計画期間が終了するにあたり、新たに村の児童数等の現状と保護者の意向、村内の子どもと子育て世帯に関する地域資源や課題等を踏まえ、幼児期の教育・保育及び地域の子育てサービスの今後の提供体制と子育て支援施策を定めることとして「第3期水上村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第2節 国・県の動向

(1) 国の全体的な動向

これまでの国の子育て支援は、主に保育園・幼稚園の待機児童の解消や小学生の放課後の居場所作りなど、両親が働きながら子育てをしやすい環境作りを中心に取り組んできました。

近年、いじめや不登校、児童虐待等、子どもを取り巻く状況は深刻な状況が続き、さらにコロナ禍が自殺や貧困など子どもや若者、家庭に負の影響を与えています。

こうした中、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現するため、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置、「こども基本法」を施行するとともに、令和5年12月には政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

こども大綱では、子どもが成人した時に支援が打ち切れ困窮することを防ぐ観点から、子どものみならず若者も対象としており、「こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ための様々な取組の方針を定めています。

都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条）

（都道府県こども計画等）

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

- ◆ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画に関する動向

子ども・子育て支援事業計画に関連して、国は、児童福祉法等の改正（令和4年6月国会成立）を行いました。

改正法においては、「こども家庭センターの設置」の努力義務化や、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成など、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

そして、これらの状況を踏まえ、令和6年9月に本計画の策定指針となる「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、基本指針）の一部を改正する告示がなされました。

本計画は、これら国の動向を踏まえた策定に努めます。

【基本指針に定められた基本的記載事項（必須記載事項）及び任意記載事項】

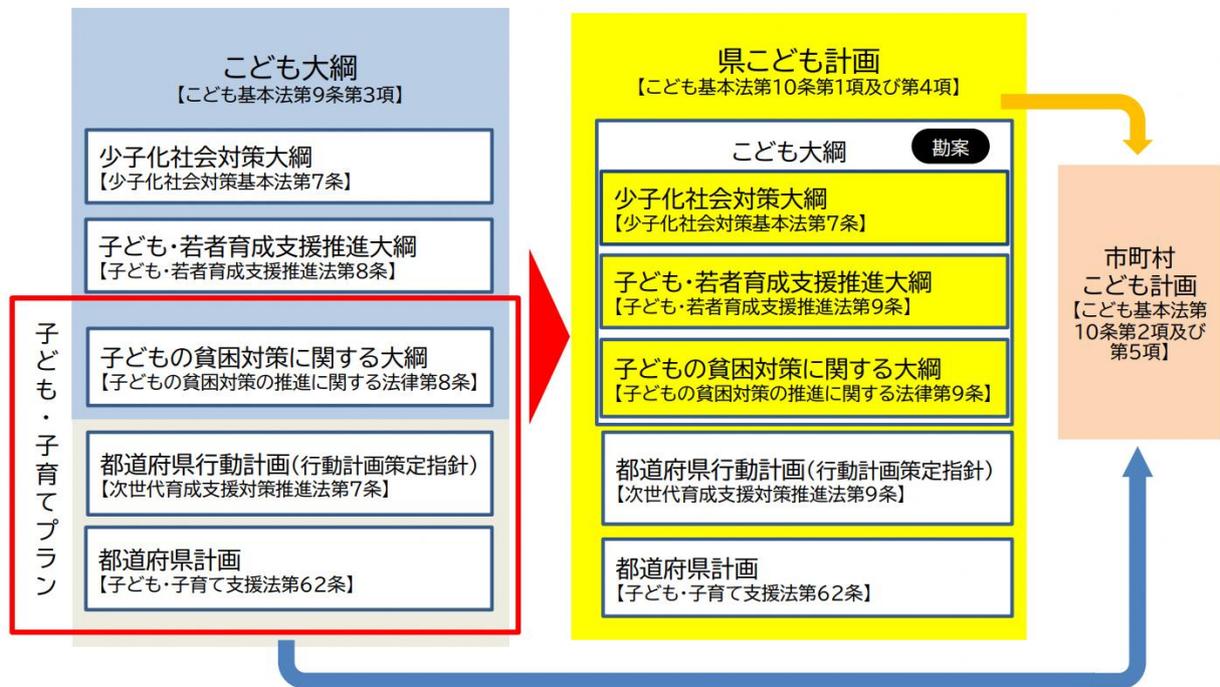
基本的記載事項（必須記載事項）	任意記載事項
1. 教育・保育提供区域の設定	1. 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期	2. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	4の2. 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
	5. 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
	6. 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
	7. 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(3) 県の動向

熊本県においては、令和2年3月に子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画である「第2期くまもと子ども・子育てプラン」(計画期間:令和2年度～令和6年度)を策定しました。

また、近年は「こどもまんなか熊本」を掲げ、第3期子ども・子育て支援事業計画とこども大綱に基づく県こども計画等を一体化した『こどもまんなか熊本・実現計画』の策定に取り組んでおり、令和7年度からの開始を予定しています。

■ 「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に向けて

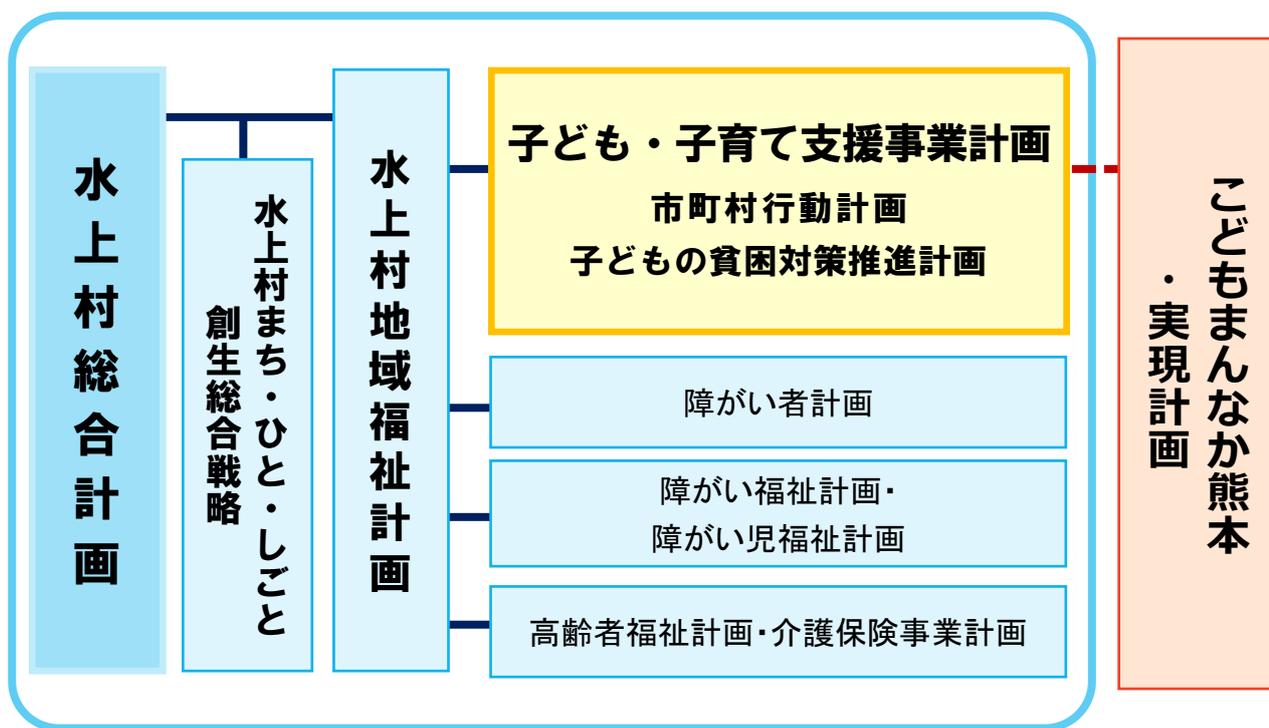


第3節 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に定められた「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（現「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条（こどもの貧困対策推進法））に基づく「市町村子どもの貧困対策推進計画」と、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく次世代育成支援に関する行動計画を一体的に策定するものです。

本村の諸計画との関係性については、本村の最上位計画である「水上村総合計画」及び福祉分野の上位計画である「水上村地域福祉計画」の方向性に基づくとともに、子ども・福祉分野をはじめとするその他諸計画との整合性を図って推進します。



【参考】 計画の法的根拠

子ども・子育て支援法（第 61 条第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第 10 条第 2 項）

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（第 8 条第 1 項）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法において、5年を1期とすることとされていることから、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

ただし、保育・教育に対するニーズや子ども・子育てを取り巻く環境・社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

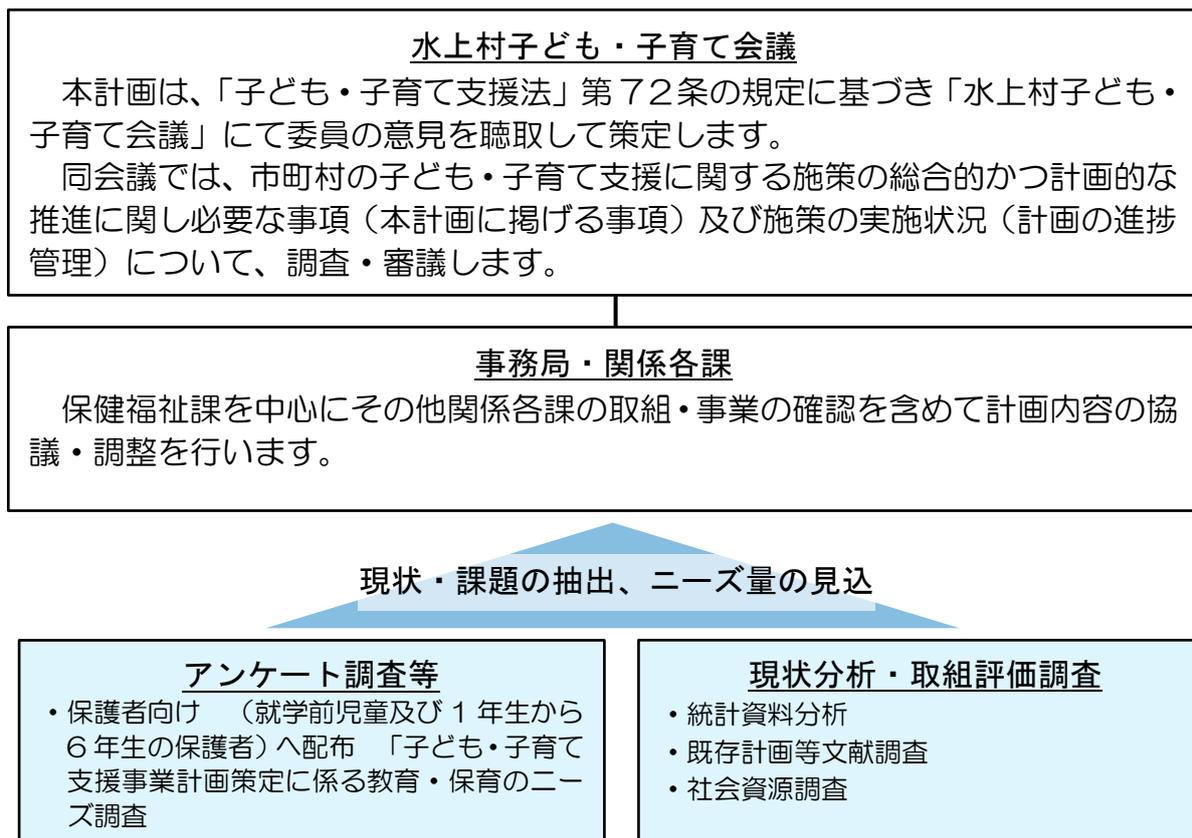
水上村 総合計画	第5次水上村総合計画 (平成27年度～令和6年度)	第6次総合計画 (令和7年度～令和16年度)
水上村 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3期地域福祉計画 第2期地域福祉活動計画 (令和2年度～令和6年度)	第4期地域福祉計画 第3期地域福祉活動計画 (令和7年度～令和11年度)
水上村 子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画 (令和2年度～令和6年度)	第3期子ども・子育て 支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)

令和6年度 計画の策定

- ・アンケート調査の実施
- ・事業評価、見直し

第5節 計画策定の体制

子ども・子育て支援法第72条では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたって審議会を設置することとされています。本計画の策定においては、「水上村子ども・子育て会議」を審議会の役割を担うものとして位置づけ、第3期計画の審議を行います。



■策定経過

年月日等	内容
令和6年10月	「子ども・子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査実施
令和7年1月	令和6年度 第1回水上村子ども・子育て会議
令和7年3月	令和6年度 第2回水上村子ども・子育て会議

第2章 水上村の状況

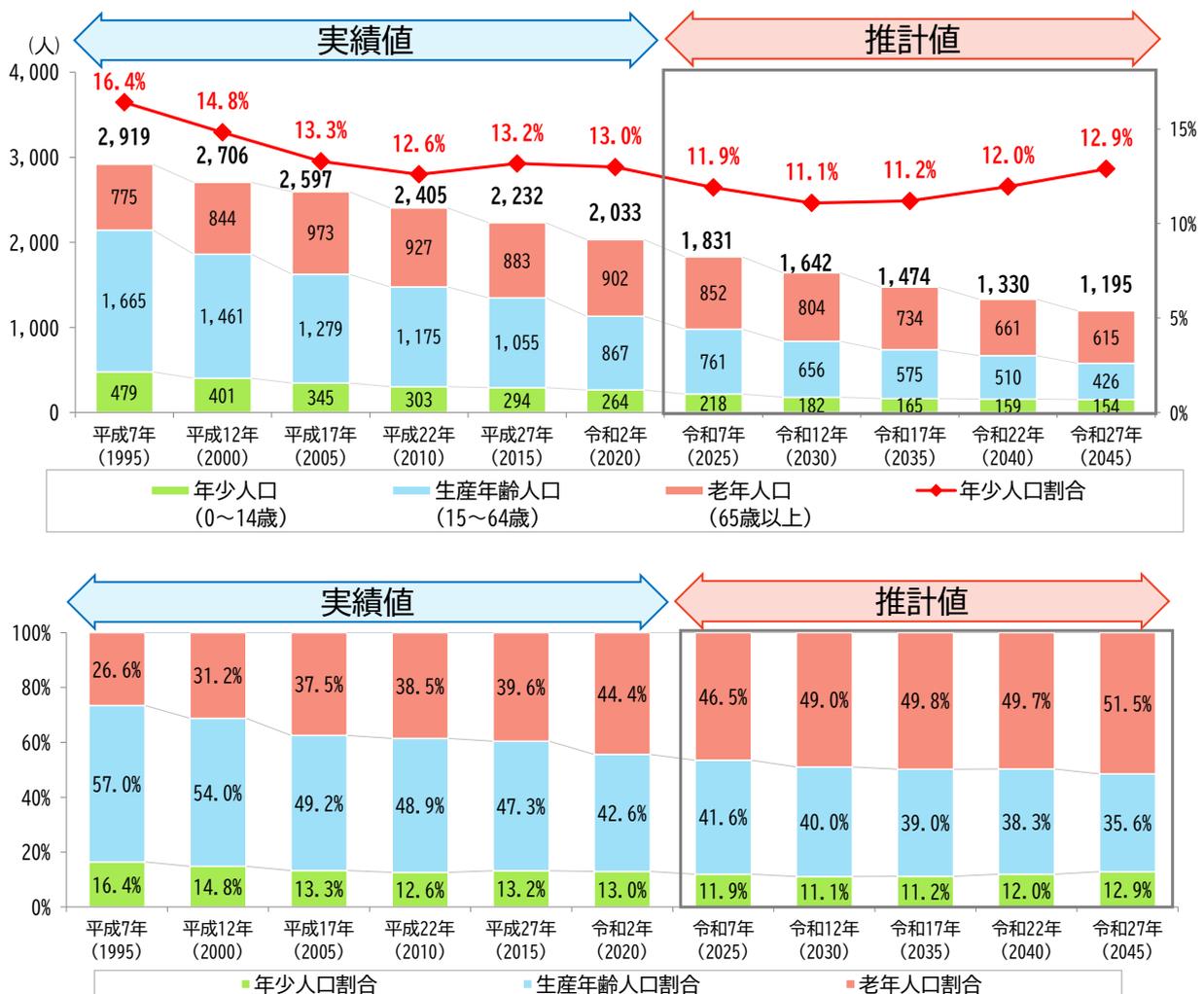
第1節 人口等の状況

(1) 年齢三区分別人口の推移

水上村の人口は減少しており、令和2年国勢調査によると総人口は2,033人、年少人口264人、年少人口割合13.0%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の将来推計人口によると、今後も人口は減少、年少人口も減少するものの令和17年以降は年少人口の減少幅よりも人口全体の減少幅が大きいことから、年少人口割合は増加に転じると推計されています。

■年齢三区分別人口



出典：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省

令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢5歳階級別人口

令和2年国勢調査の5歳階級別人口構成をみると、男性、女性ともに20～24歳の層と25～29歳の層が人口下位1～2位、30～34歳の層が男性で4位、女性で3位となっています。

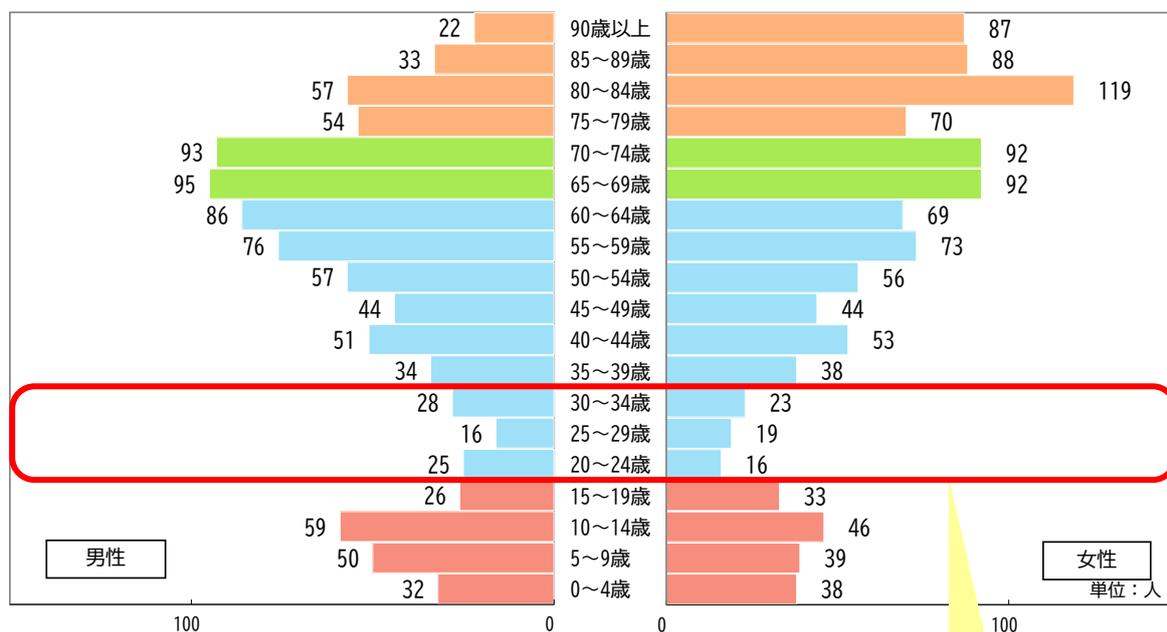
また、0～4歳の層は男女ともに下位5位となっています。

熊本県の出産時平均年齢は母親で31.8歳、父親で33.5歳であることから、結婚を控えた層や出産の中心となる層が少ない状況がうかがえます。

■年齢5歳階級別人口構成

	男性	女性
下位1位	25～29歳	20～24歳
下位2位	20～24歳	25～29歳
下位3位	15～19歳	30～34歳
下位4位	30～34歳	15～19歳
下位5位	0～4歳	0～4歳、35～39歳 (同順)

※順位は90歳以上の層を除いて集計



出典：「令和2年国勢調査」総務省

熊本県の出産時平均年齢

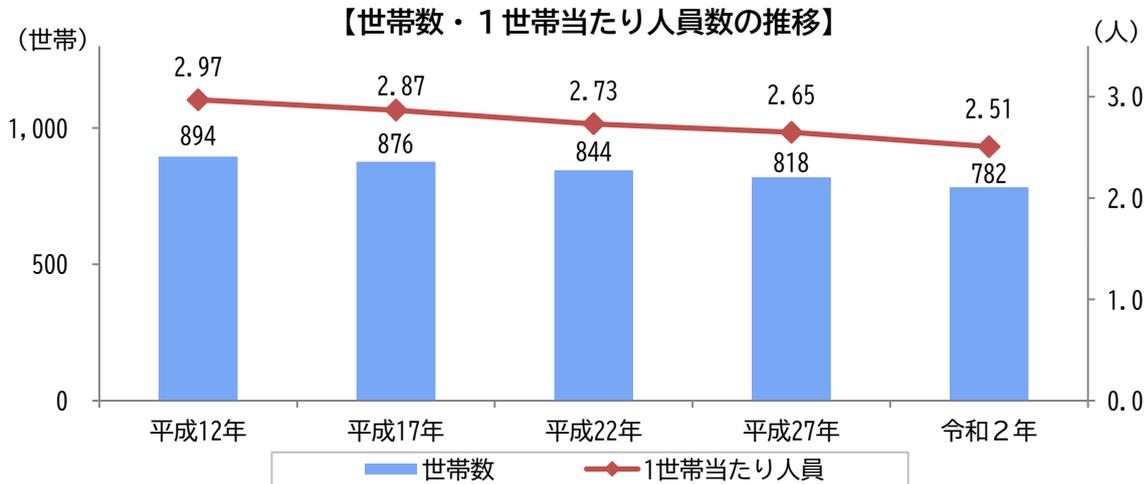
【第1子】母親：30.1歳 父親：31.9歳

【総平均】母親：31.8歳 父親：33.5歳

(3) 世帯等の状況

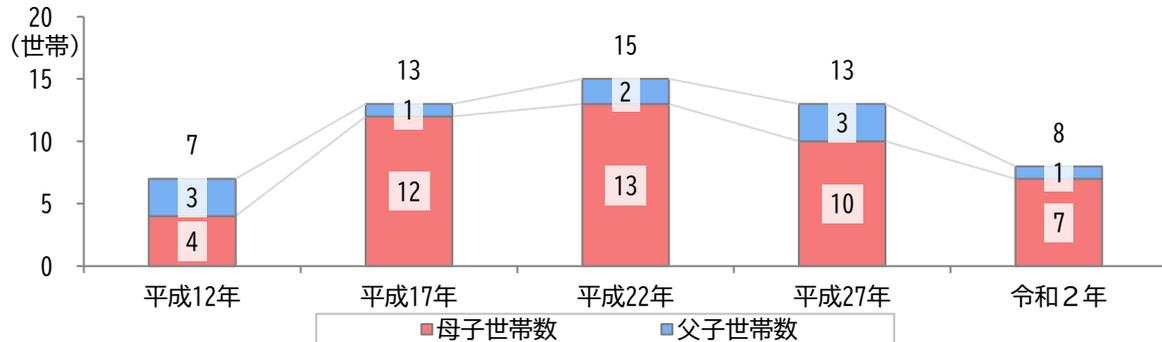
一般世帯数は減少しており、令和2年は782世帯と、平成27年から36世帯(4.4%)減と平成27年以前(15年間で76世帯8.5%減)よりも大きく減少しています。

■世帯数の推移



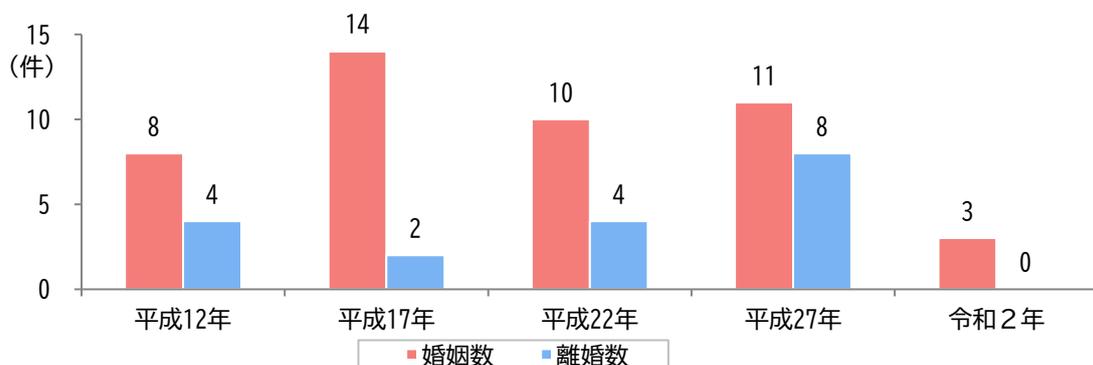
出典：「国勢調査」総務省

■ひとり親世帯数の推移



出典：「国勢調査」総務省

■婚姻・離婚数の推移



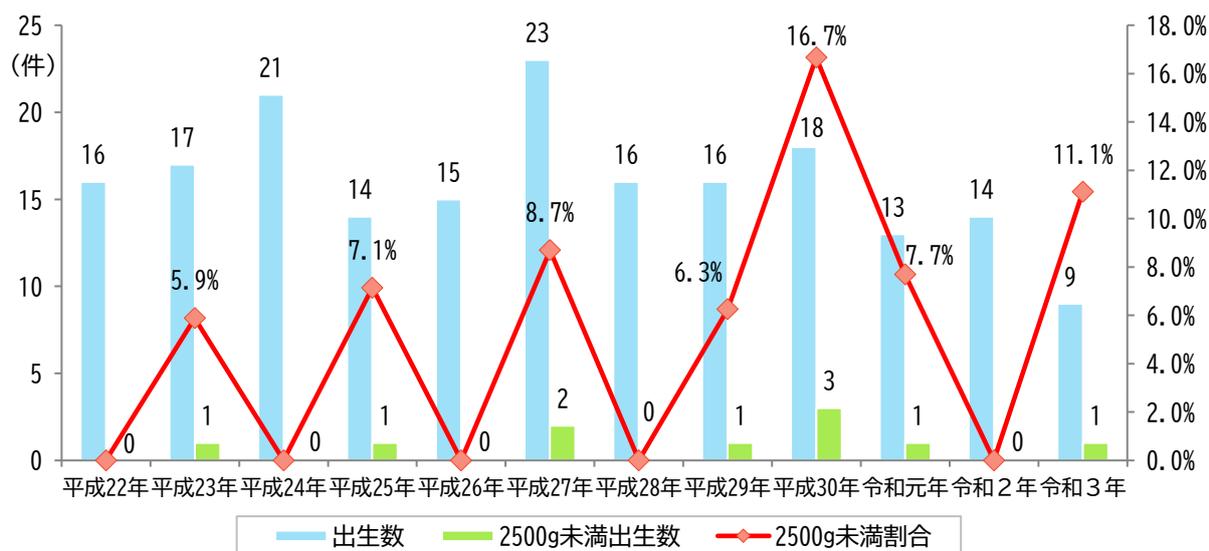
出典：「国勢調査」総務省

(4) 出生数の状況

出生数は平成 28 年度以降、10 人台で推移していましたが、令和 3 年は 9 人と一桁台となっています。

2,500 g 未満出生数は 0～3 人で推移しており、その割合はおおむね県の平均（平成 22 年～令和 3 年 8.7%～10.0%）を下回っています。

■出生数、2,500 g 未満出生数・2,500g 未満出生割合



出典：人口動態統計（厚生労働省）

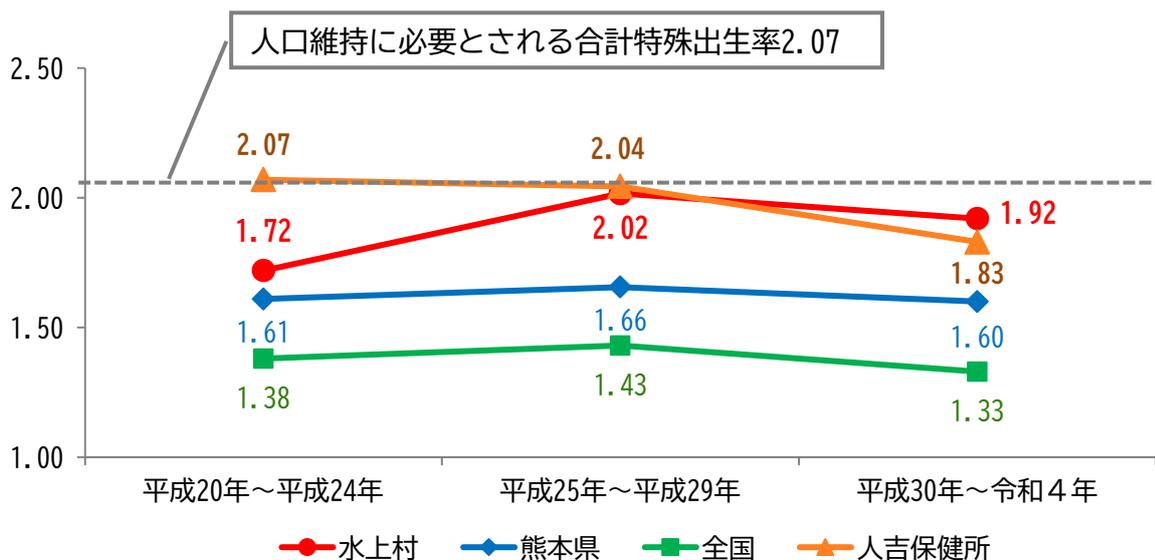
(5) 合計特殊出生率の状況

平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.92と平成29年以前と比較して減少していますが、全国24位（1,887市区町村中）熊本県内2位と全国的には高い水準にあります。

20～34歳の人口が少なく、出生率は低いものの合計特殊出生率は高いことから、「地域で暮らしている女性が出産する割合は高いものの、若い世代の絶対数が不足しているため出生数が少ない。」ことがうかがえます。

また、平成25年～平成29年と平成30年～令和4年を比較すると、全国的に新型コロナウイルス感染症により出生数が低下したことに加え、人吉球磨圏域は令和2年7月豪雨の影響により出生数が低下したため、人吉保健所管区は、0.21ポイントと国・県よりも大きく減少していますが、水上村は0.1ポイント減少と、圏域内では比較的減少幅が少なくなっています。

■合計特殊出生率の推移



出典：「人口動態 保健所・市区町村別統計」厚生労働省

合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、**1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。**

■人吉球磨圏域の平成30年～令和4年の合計特殊出生率

水上村	人吉保健所管轄	人吉市	湯前町	五木村	多良木町	あさぎり町
1.92	1.83	1.75	1.76	1.64	1.71	1.76

水上村	人吉保健所管轄	錦町	相良村	山江村	球磨村
1.92	1.83	1.95	1.70	1.82	算出無し※

※球磨村は令和2年7月豪雨の影響による人口の変動を考慮し算出が行われていない。

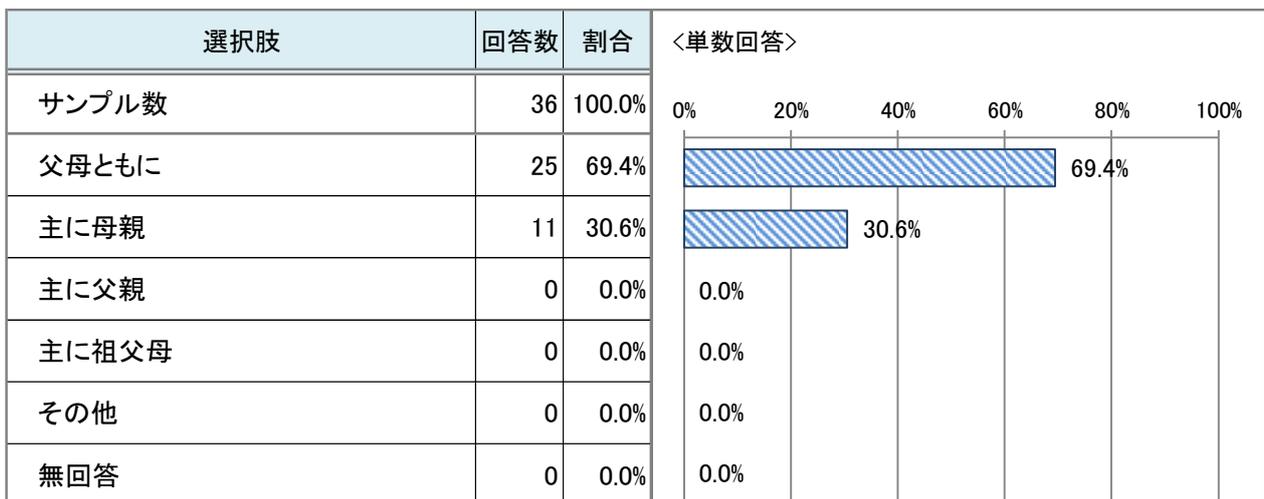
第2節 アンケート調査結果

(1) 子育ての主な担い手

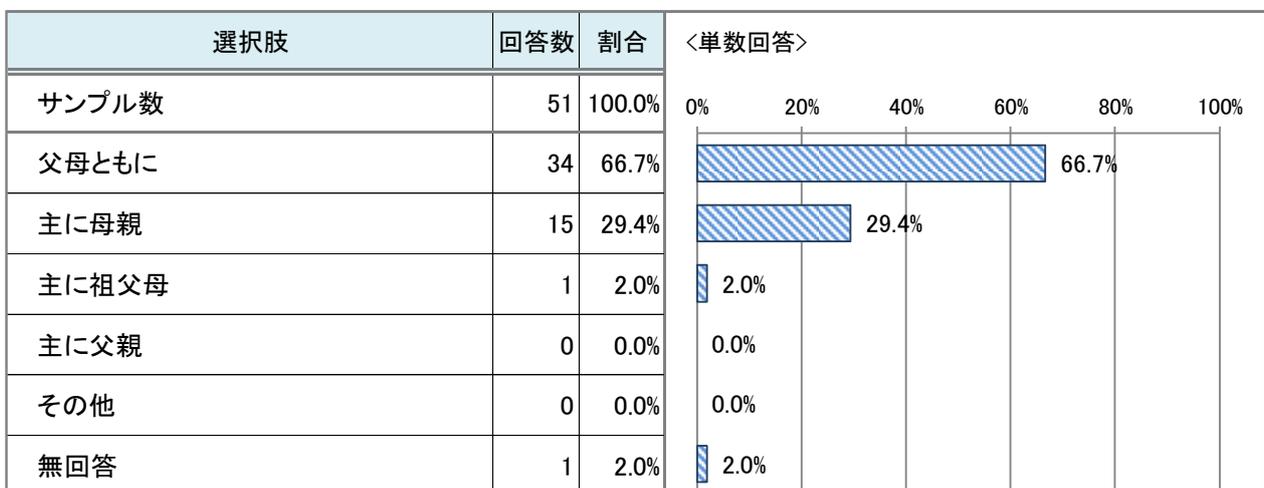
○子育ての主な担い手は、未就学調査、1～6年生調査ともに「父母ともに」が6割台、「主に母親」が約3割となっており、父母ともに子育ての担い手となっている世帯が多いものの、母親が子育ての中心となっている世帯も見られます。

○子どもの面倒を見てもらえる親族や知人の有無は、未就学調査、1～6年生調査ともに「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえる」人が6割台となっており、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」人が未就学調査で47.2%、小学生調査で39.2%となっています。(図表省略)

■子育ての主な担い手（未就学調査）



■子育ての主な担い手（1～6年生調査）

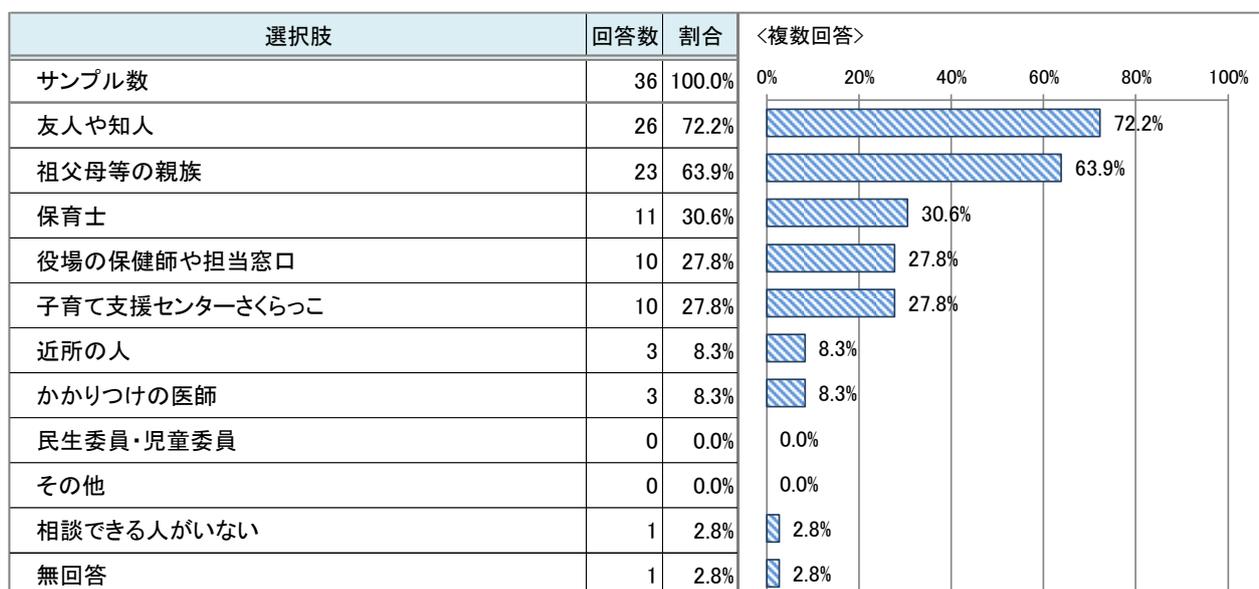


(3) 子育てに関する相談相手

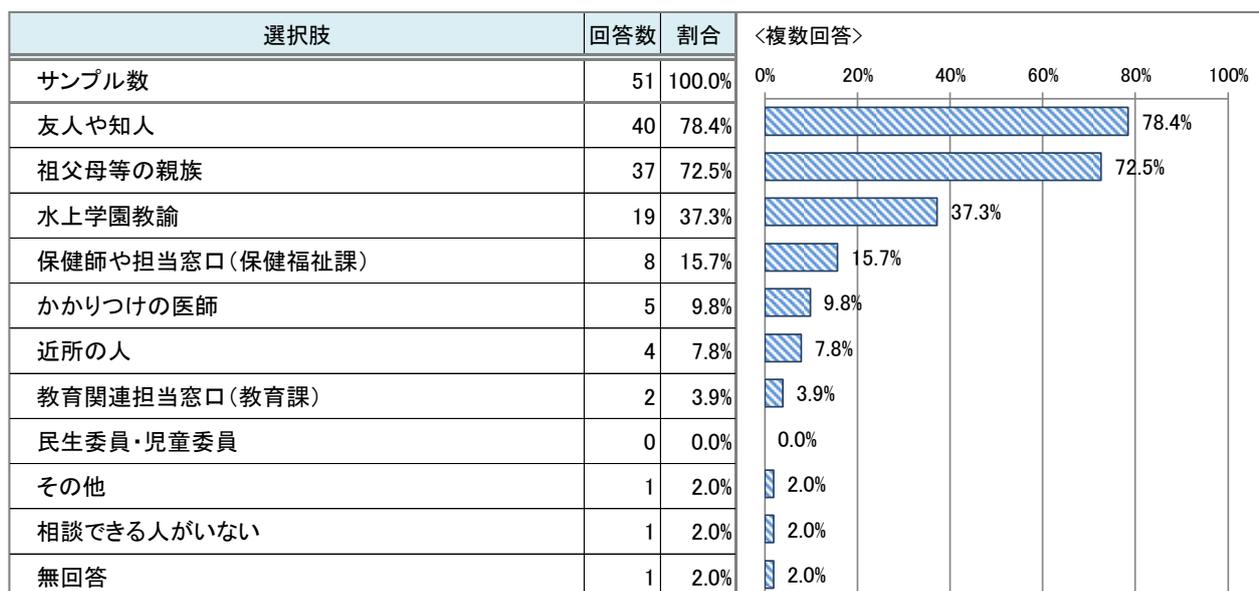
○子育てに関する相談相手は、未就学調査、1～6年生調査ともに「友人や知人」が最も高く、次いで「祖父母等の親族」となっています。

○公的な相談機関等についてみると、未就学調査では、「役場の保健師や担当窓口」と「子育て支援センターさくらっこ」が27.8%、1～6年生調査では、「役場の保健師や担当窓口」が15.7%となっています。

■子育てに関する相談相手（未就学調査）



■子育てに関する相談相手（1～6年生調査）



(4) 保護者の就労状況

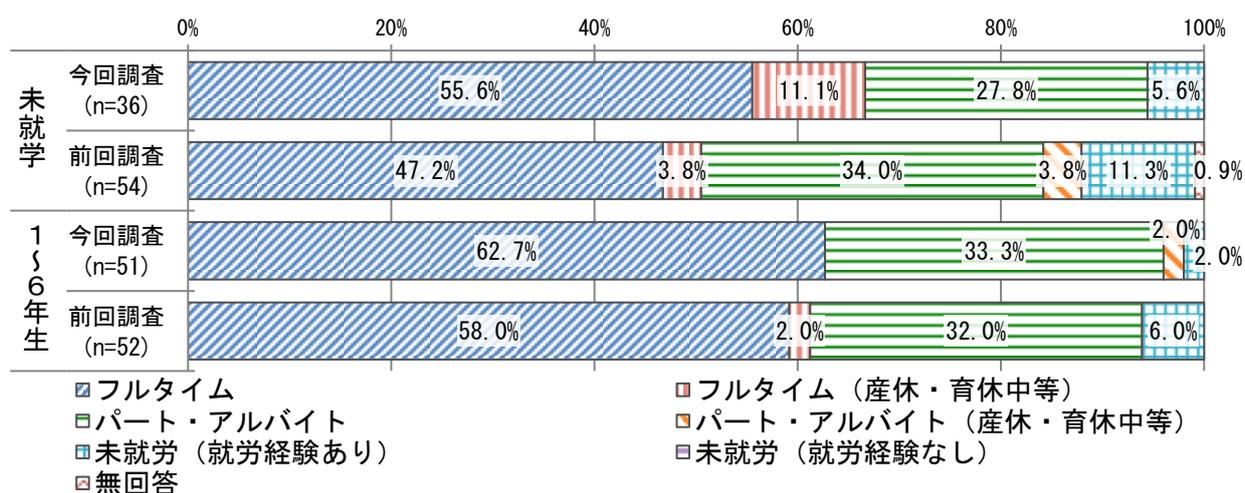
○母親の就労状況は、未就学調査、1～6年生調査ともに「フルタイム」が最も高くなっています。

○前回調査と比較して5ポイント以上の差が見られた項目についてみると、未就学調査では「フルタイム」と「フルタイム（産休・育休中等）」が前回よりも増加、「パート・アルバイト」と「未就労（就労経験あり）」が減少しており、母親のフルタイム就労や産休・育休の取得が進んでいることがうかがえます。

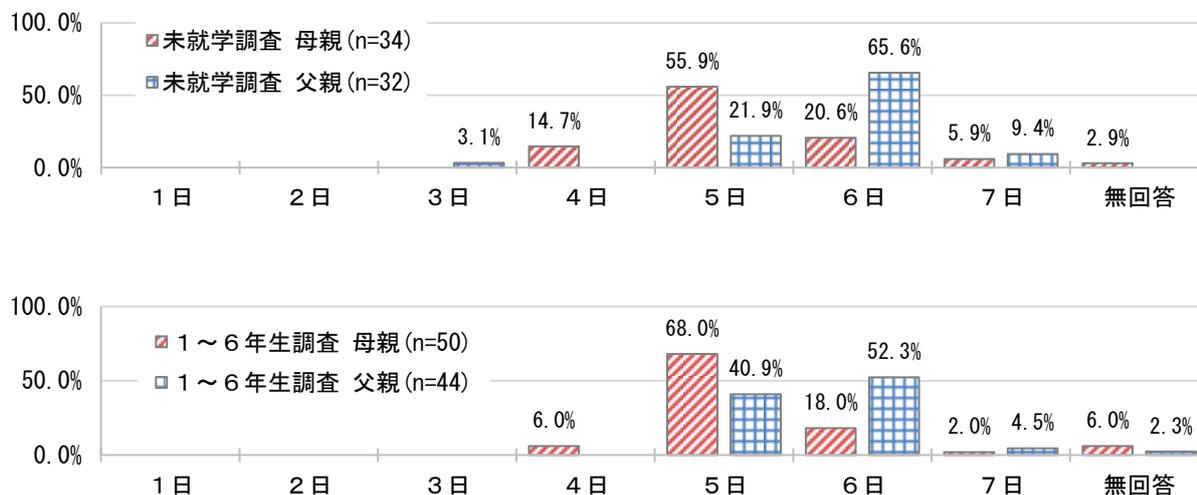
○父親の就労状況は、未就学調査、1～6年生調査ともに「フルタイム」が9割台となっています。（図表省略）

○就労日数については、未就学調査、1～6年生調査ともに父親では「6日」が、母親では「5日」が最も高くなっています。

■母親の就労状況（未就学調査 1～6年生調査）



■就労日数（未就学調査 1～6年生調査）



(5) 幼児期の教育・保育（保育所、幼稚園等）の利用状況

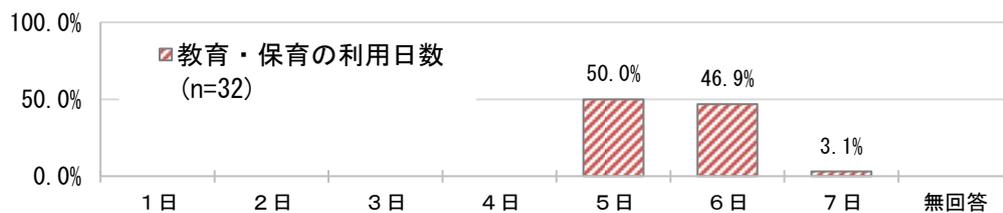
○保育所、幼稚園などの幼児期の教育・保育の利用状況は、「利用している」が88.9%、「利用していない」が11.1%となっており、利用している施設の種類の種類は「認可保育所」が93.8%と最も高くなっています。また、「利用していない」人のその理由としては、「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が最も高くなっています。(図表省略)

○教育・保育の利用日数は「5日」が50.0%、6日以上が50.0%と半数が土日も利用しています。

○教育・保育の利用時間は「9時間」が40.6%と最も高く、10時間～11時間という回答も22.2%見られます。

○土曜日・日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用希望については、土曜日は利用希望全体(「ほぼ毎週利用したい」+「月に1～2回利用したい」の合計)で75.0%、日曜日は19.5%となっています。

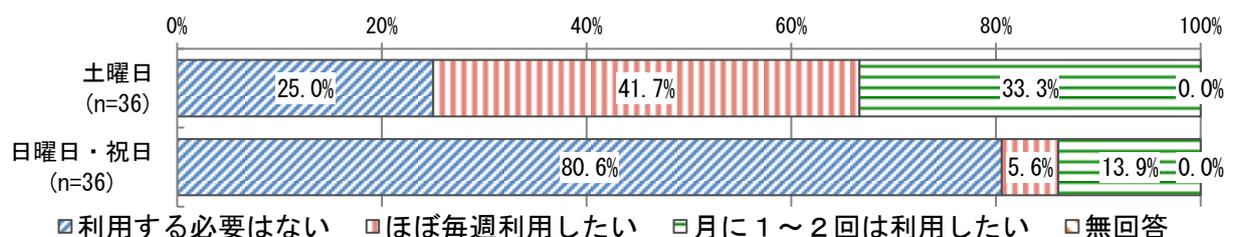
■教育・保育の利用日数（未就学調査）



■教育・保育の利用時間（未就学調査）

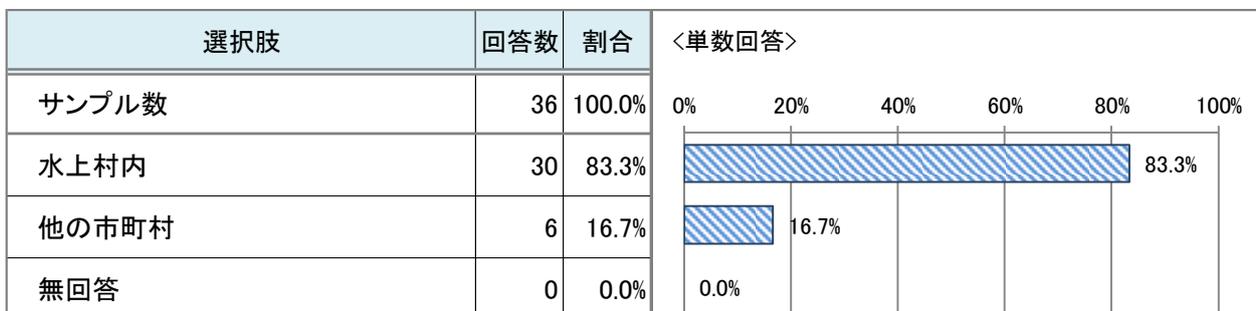


■土曜日・日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用希望（未就学調査）



○教育・保育を利用したい場所は、「水上村内」が83.3%、「他の市町村」が16.7%となっています。

■教育・保育を利用したい場所（未就学調査）



（6）子育て支援センターの利用状況

○子育て支援センター等の利用状況は、「利用していない」が83.3%と最も高く、「子育て支援センターさくらっこを利用している」が13.9%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が2.8%となっています。

○今後の子育て支援センターさくらっこの利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が19.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が8.3%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が61.1%と、現在の利用者に加えて約2割の人が今後新たに利用したいと考えています。（図表省略）

■子育て支援サービスの利用状況（未就学調査）

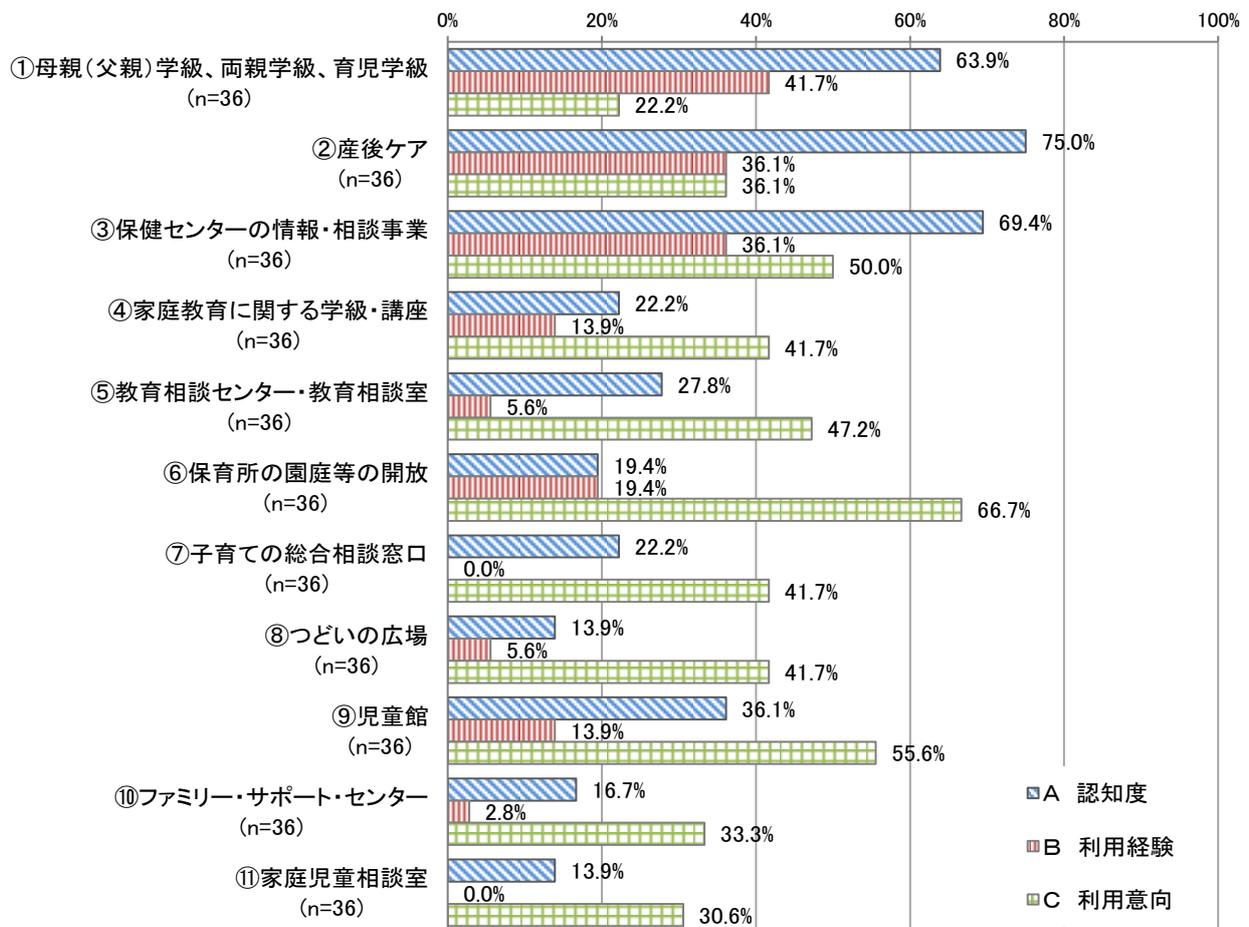


(7) 子育て支援サービスの認知度

○子育て支援サービスは、認知度と利用経験の両方で、「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「②産後ケア」、「③保健センターの情報・相談事業」の3項目が上位1～3位となっています。

○今後の利用意向については「⑥保育所の園庭等の開放」、「⑨児童館」が上位1～2位と、子どもの遊び場と居場所のニーズが見られます。

■子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用意向（未就学調査）

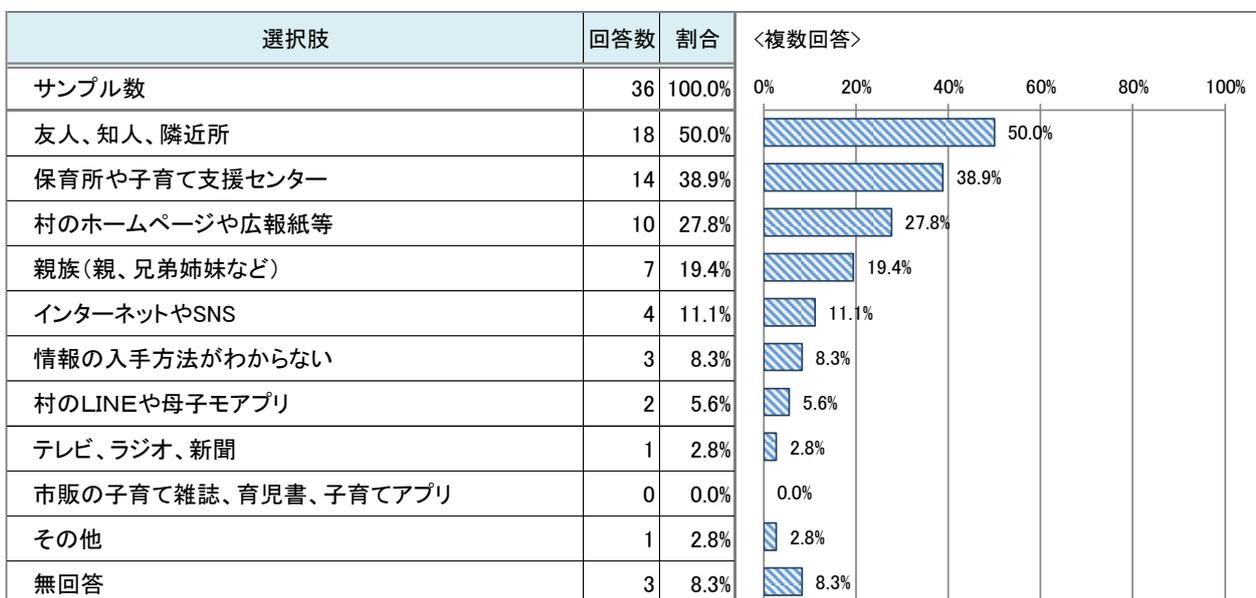


	①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	②産後ケア	③保健センターの情報・相談事業	④家庭教育に関する学級・講座	⑤教育相談センター・教育相談室	⑥保育所の園庭等の開放
A 認知度	63.9%	75.0%	69.4%	22.2%	27.8%	19.4%
B 利用経験	41.7%	36.1%	36.1%	13.9%	5.6%	19.4%
C 利用意向	22.2%	36.1%	50.0%	41.7%	47.2%	66.7%

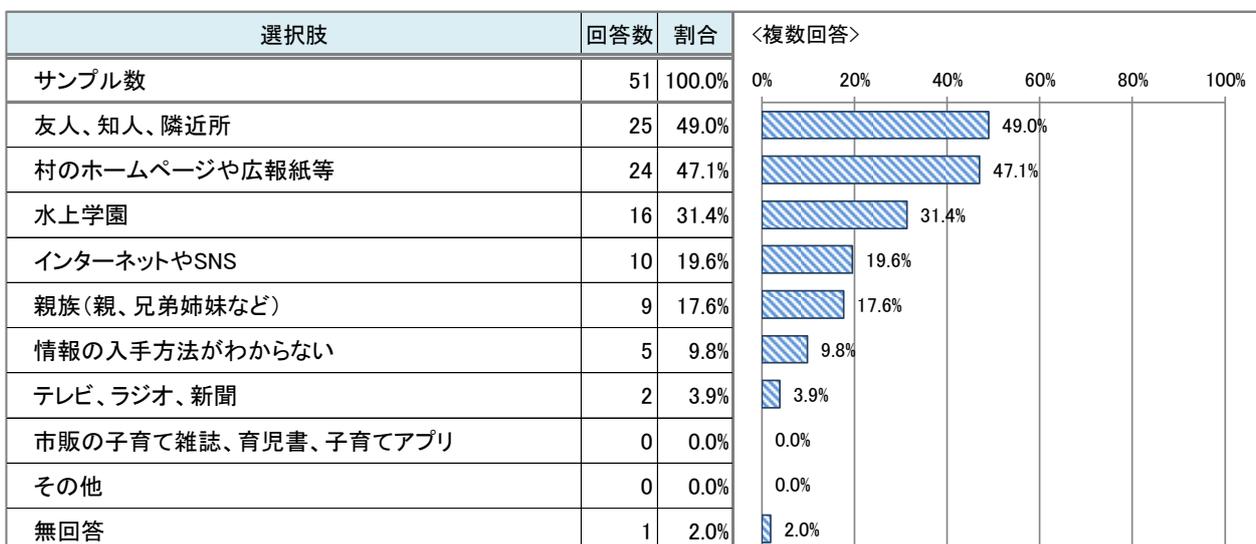
	⑦子育ての総合相談窓口	⑧つどいの広場	⑨児童館	⑩ファミリー・サポート・センター	⑪家庭児童相談室
A 認知度	22.2%	13.9%	36.1%	16.7%	13.9%
B 利用経験	0.0%	5.6%	13.9%	2.8%	0.0%
C 利用意向	41.7%	41.7%	55.6%	33.3%	30.6%

- 子育て支援サービスの情報源は、未就学調査、1～6年生調査ともに「友人、知人、隣近所」が約5割と最も高くなっています。
- 行政サービス関連についてみると、「村のホームページや広報誌」が未就学調査で3位（27.8%）、1～6年生調査で2位（47.1%）と上位となっています。
- 未就学調査では「保育所や子育て支援センター」が2位、1～6年生調査では「水上学園」が3位となっており、教育・保育の場が重要な情報源となっている状況がうかがえます。
- 「情報の入手方法がわからない」が未就学調査で8.3%、1～6年生調査で9.8%と約1割見られます。

■子育て支援サービスの情報源（未就学調査）



■子育て支援サービスの情報源（1～6年生調査）



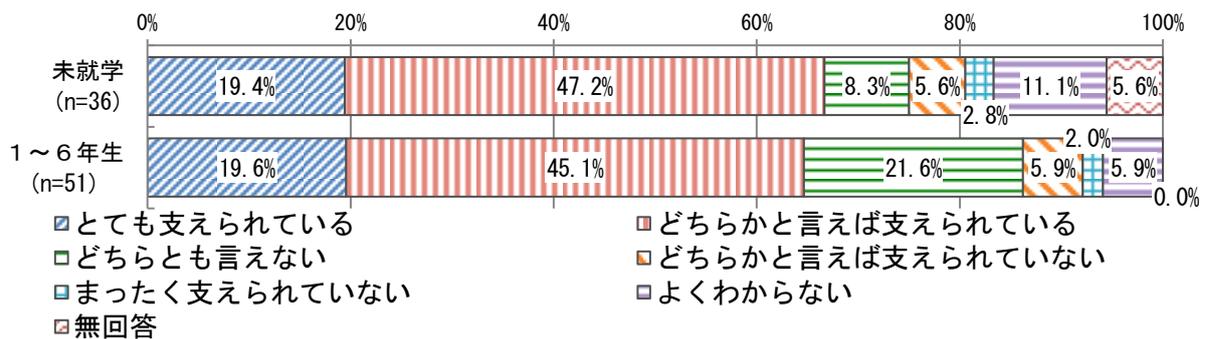
(8) 水上村の子育てに対する考え

○地域から支えられていると感じるかについては、『支えられている』(「とても支えられている」+「どちらかと言えば支えられている」の合計)が、未就学調査、1～6年生調査ともに6割台、『支えられていない』(「どちらかと言えば支えられていない」+「まったく支えられていない」の合計)が未就学調査で8.4%、1～6年生調査で7.9%となっています。

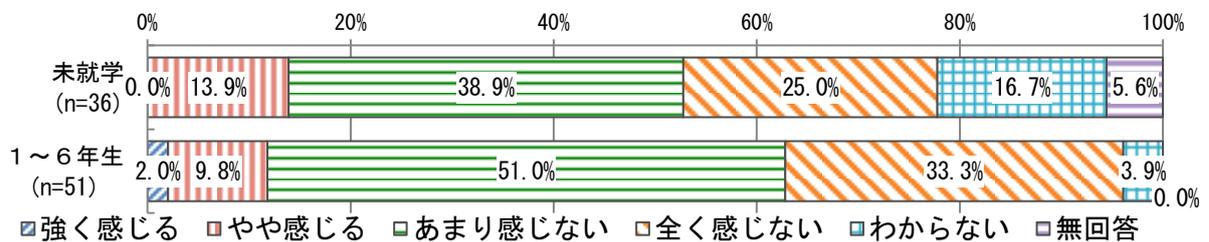
○孤立を感じるかについては『感じる』(「強く感じる」+「やや感じる」の合計)が未就学調査、1～6年生調査ともに1割台、『感じない』(「あまり感じない」+「全く感じない」)が約4割となっています。

○孤立感を感じる人が、孤立感をやわらげるために必要だと思うことは、未就学調査、1～6年生調査ともに「子育て以外で活動できる場」が、最も高くなっています。
(図表省略)

■地域から支えられていると感じるか (未就学調査 1～6年生調査)



■孤立感を感じるか (未就学調査 1～6年生調査)



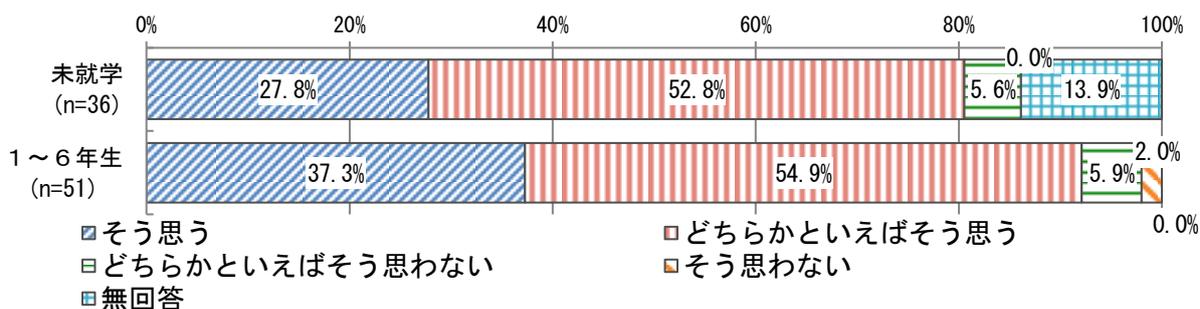
○今後も水上村で子育てをしたいかについては、『思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」の合計）が未就学調査で約8割、1～6年生調査で約9割となっています。

○子育てしたいと思う理由については、「子育て支援が充実している」、「地域環境がよい」、「行政や地域が子どもをよく見守っている」が、子育てしたいと思わない理由としては、「知り合いがいない、作りにくい」、「人間関係になじみにくい」、「学童の時間が短い」といった意見が多く見られました。（記述回答）

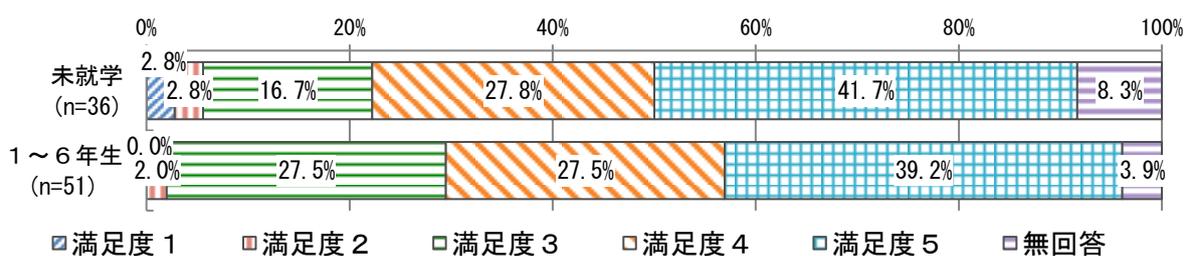
○水上村の子育ての満足度は、未就学調査、1～6年生調査ともに「満足度5」が最も高くなっています。

○満足度の平均点は未就学調査で4.12、小学生調査で4.08となっています。

■今後も水上村で子育てをしたいか（未就学調査 1～6年生調査）



■水上村の子育ての満足度（未就学調査 1～6年生調査）

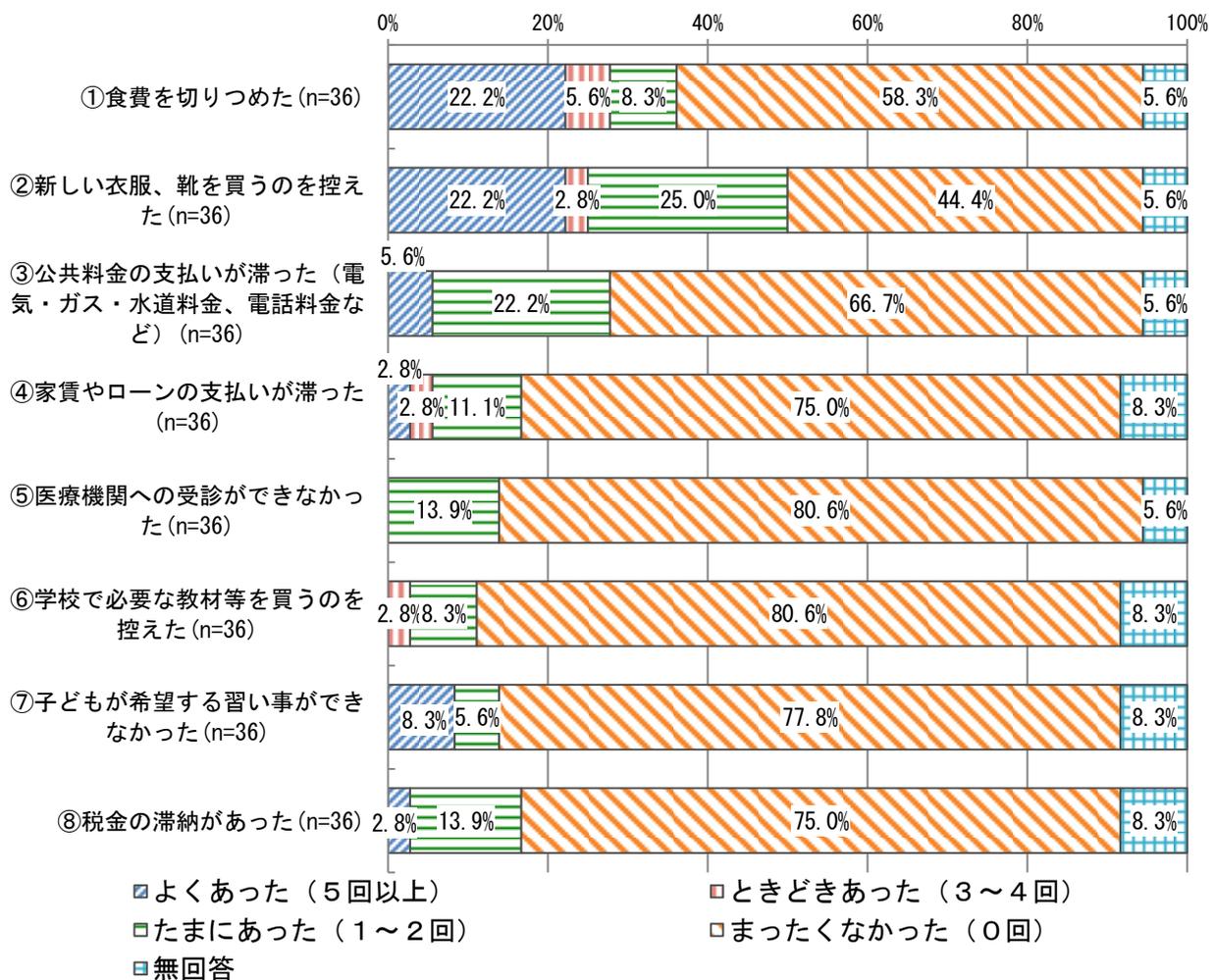


	未就学調査	1～6年生調査
平均点	4.12	4.08

(8) 貧困の経験について

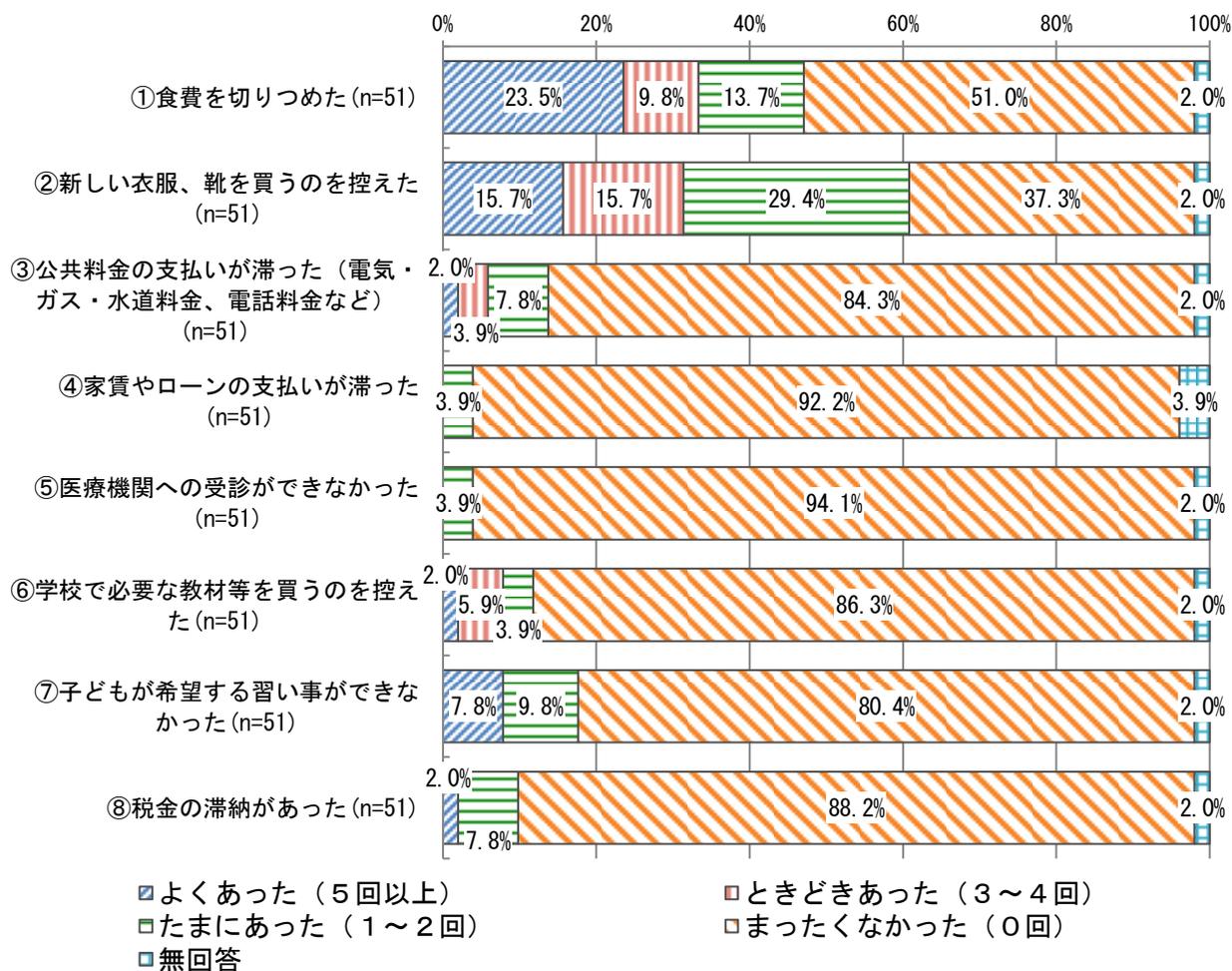
○「よくあった（5回以上）」について「①食費を切りつめた」と「②新しい衣服、靴を買うのを控えた」が22.2%、「ときどきあった（3～4回以上）」について「①食費を切りつめた」が5.6%、「たまにあった（1～2回）」について「②新しい衣服、靴を買うのを控えた」が25.0%、「まったくなかった」について「⑤医療機関への受診ができなかった」と「⑥学校で必要な教材等を買うのを控えた」が80.6%と、それぞれ最も高くなっています。

■ 貧困による経験の有無（未就学調査）



○貧困による経験は、「よくあった（5回以上）」について「①食費を切りつめた」が23.5%、「ときどきあった（3～4回以上）」について「②新しい衣服、靴を買うのを控えた」が15.7%、「たまにあった（1～2回）」について「②新しい衣服、靴を買うのを控えた」が29.4%、「まったくなかった」について「⑤医療機関への受診ができなかった」が94.1%と、それぞれ最も高くなっています。

■貧困による経験の有無（1～6年生調査）



(8) 水上村の子育て支援について

○子育てする上での不安や悩みは、未就学調査、1～6年生調査ともに「仕事と子育ての両立が難しい」、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が上位1～3位となっています。

■子育てする上での不安や悩み（未就学調査）

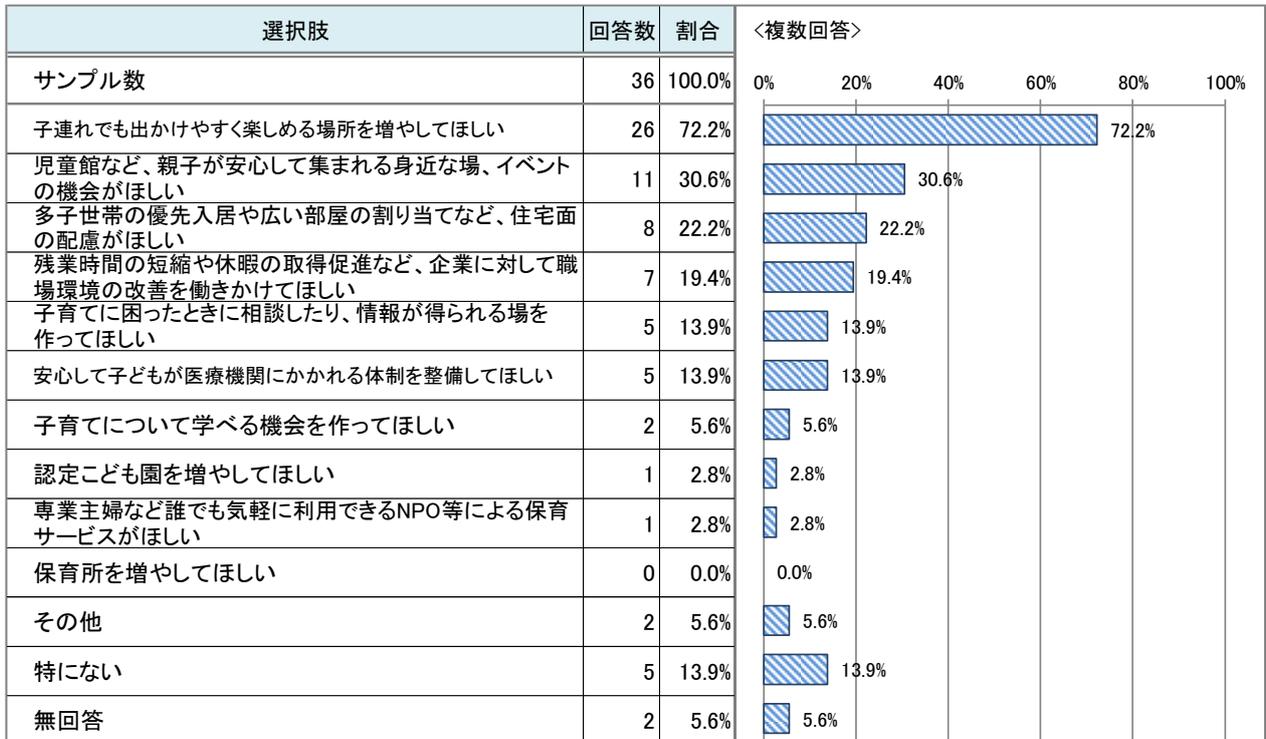
選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	36	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
仕事と子育ての両立が難しい	17	47.2%	47.2%
安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない	17	47.2%	47.2%
子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい	13	36.1%	36.1%
子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる	9	25.0%	25.0%
地域医療体制への不安を感じる	8	22.2%	22.2%
子どもの教育やいじめなどが心配	8	22.2%	22.2%
自分の時間がとれず、自由がない	7	19.4%	19.4%
子どもの健康や発達に不安を感じる	6	16.7%	16.7%
安全な通園・通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいない	3	8.3%	8.3%
保育サービスや施設が利用しにくい	1	2.8%	2.8%
相談相手や手助けしてくれる人がいない	1	2.8%	2.8%
その他	1	2.8%	2.8%
不安や悩みを持っていない	3	8.3%	8.3%
無回答	2	5.6%	5.6%

■子育てする上での不安や悩み（1～6年生調査）

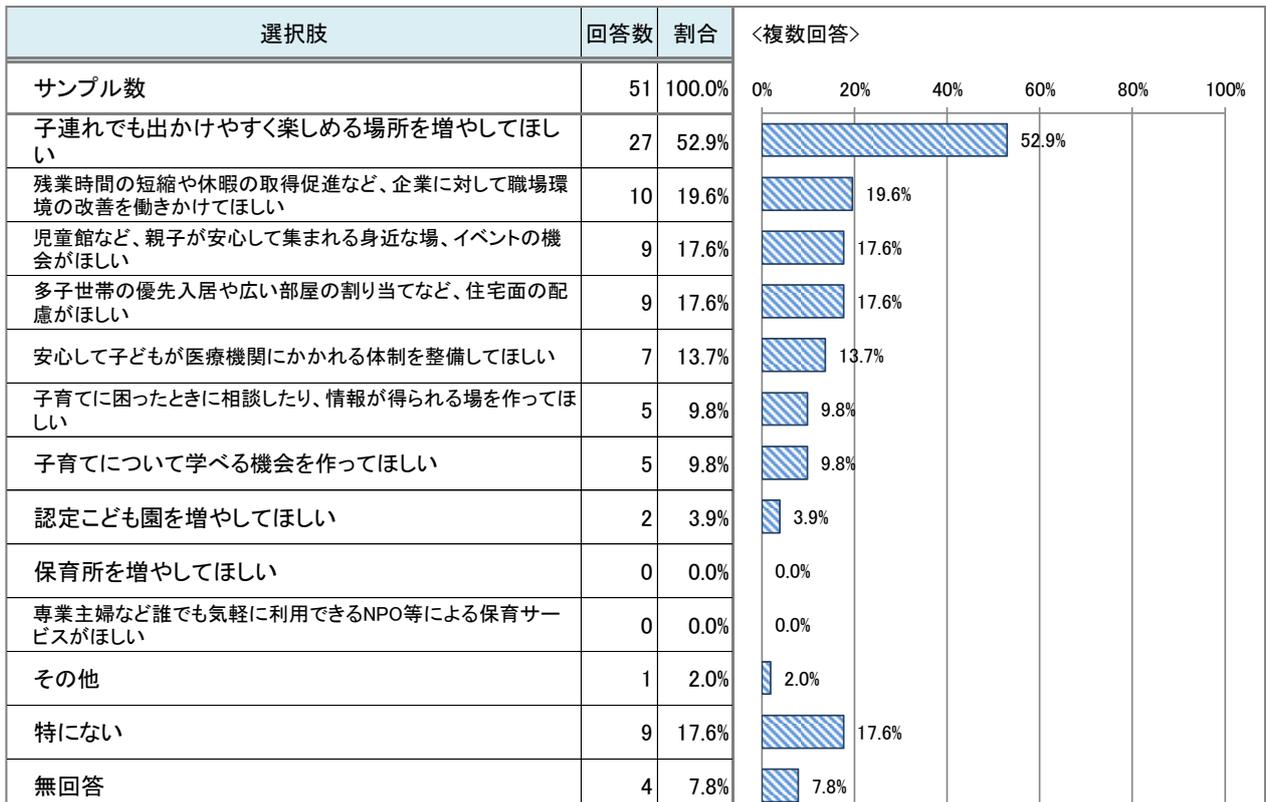
選択肢	回答数	割合	<複数回答>
サンプル数	51	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
仕事と子育ての両立が難しい	20	39.2%	39.2%
安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない	16	31.4%	31.4%
子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい	15	29.4%	29.4%
子どもの教育やいじめなどが心配	13	25.5%	25.5%
地域医療体制への不安を感じる	12	23.5%	23.5%
自分の時間がとれず、自由がない	11	21.6%	21.6%
子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる	9	17.6%	17.6%
子どもの健康や発達に不安を感じる	8	15.7%	15.7%
保育サービスや施設が利用しにくい	3	5.9%	5.9%
安全な通園・通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいない	2	3.9%	3.9%
相談相手や手助けしてくれる人がいない	0	0.0%	0.0%
その他	2	3.9%	3.9%
不安や悩みを持っていない	6	11.8%	11.8%
無回答	0	0.0%	0.0%

○必要な子育て支援策は、未就学調査、1～6年生調査ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が、他の項目を30～40ポイント上回り最も高くなっています。

■必要な子育て支援策（未就学調査）



■必要な子育て支援策（1～6年生調査）



第3節 第2期計画期間の評価等

(1) 教育・保育の実績

- 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）については、計画期間中に2～3人の利用を見込んでいたが、利用ニーズはなく利用実績は0人となっている。
- 2号認定（保育ニーズ）及び3号認定については、ほとんどの年で利用人数実績が利用人数見込を下回っている。また、計画期間中に利用人数が定員を上回り待機児童が出ることはなかった。

① 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込(※)	2	3	2	2	2
	①利用人数実績	0	0	0	0	0
確保方策 (定員)	定員計画値(※)	0	0	0	0	0
	②定員実績(広域利用)	0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

※ 利用人数見込、定員計画値はそれぞれ計画策定時の量の見込、確保方策（定員）を表す。

② 2号認定（保育ニーズ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	47	48	45	41	40	
	①利用人数実績	44	42	30	32	26	
	内 訳	村内保育所 利用実績	38	37	28	30	23
		広域利用 実績	6	5	2	2	3
確保方策 (定員)	定員計画値	61	61	58	58	57	
	内 訳	村内保育所 予定定員	55	55	55	55	55
		広域利用 予定	6	6	3	3	2
	②定員実績	61	60	57	57	58	
	内 訳	村内保育所定員	55	55	55	55	55
		広域利用	6	5	2	2	3
過不足(②-①)		17	19	28	26	31	

③ 3号認定（0歳）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込		13	12	12	11	11
	①利用人数実績		12	7	8	7	6
	内 訳	村内保育所 利用実績	11	5	6	5	4
		広域利用 実績	1	2	2	2	2
確保方策 (定員)	定員計画値		16	15	15	15	15
	内 訳	村内保育所 予定定員	15	15	15	15	15
		広域利用 予定	1	0	0	0	0
	②定員実績		16	17	17	17	17
	内 訳	村内保育所定員	15	15	15	15	15
		広域利用	1	2	2	2	2
過不足 (②—①)			4	10	9	10	11

※利用人数実績はその年度に0歳であった全利用者数（年度途中で1歳になった者も含む）であるため過不足について算出無し。

④ 3号認定（1 - 2歳）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込		24	23	22	22	21
	①利用人数実績		19	20	23	13	11
	内 訳	村内保育所 利用実績	17	18	20	10	10
		広域利用 実績	2	2	3	3	1
確保方策 (定員)	定員計画値		37	37	36	35	35
	内 訳	村内保育所 予定定員	35	35	35	35	35
		広域利用 予定	2	2	1	0	0
	②定員実績		37	37	38	38	36
	内 訳	村内保育所定員	35	35	35	35	35
		広域利用	2	2	3	3	1
過不足 (②—①)			18	17	15	25	25

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

- 利用者支援事業については、令和5年度は子育て世代包括支援センター、令和6年度からこども家庭センターにおいて事業を実施した。
- 地域子育て支援拠点事業については、出生数の減少や母親の早期就業により、利用者数の減少がみられるが、母親同士の交流の場やリフレッシュ等ができる場となっている。
- 一時預かり事業については、子育て支援センターにおける短時間の預かりで対応した。
- 延長保育事業（時間外保育事業）については、令和2年度より、保育所の開所時間を拡大し、これまで時間外保育（延長保育）として対応していた時間帯についても通常の保育時間として対応した。
- 放課後の1年生～6年生の居場所については、放課後子ども教室（わんぱくキッズ塾）と村独自事業である元気クラブ（チャレンジクラブ）で確保。令和5年度～6年度は、元気クラブは希望者がいないため実施に至っていない。
- 養育支援訪問事業、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）は事業の実施なし。

①利用者支援事業

単位（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設 予定数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
実施施設 実績	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所

②地域子育て支援拠点事業

単位（人回/年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	利用回数見込	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	①利用実績	1,927	1,478	1,468	801	1,015
確保方策	定員計画値	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	②定員実績値	1,927	1,478	1,468	801	1,015
	実施体制	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※地域子育て支援拠点事業は第3期の量の見込みは1か月単位で見込んでいるが、第2期計画期間の見込み及び実績は年間の延べ利用回数で見込んでいる。

③妊婦健康診査

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (対象者数)	対象者数見込	13	12	12	11	11
	対象者数実績	11	7	12	7	5
確保方策 (提供体制)	利用者数実績 ・実施率	11 100%	7 100%	12 100%	7 100%	5 100%
	提供体制実績	熊本県内の各医療機関（県外医療機関については償還払い）				

④乳児家庭全戸訪問事業

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (対象者数)	対象者数見込	13	12	12	11	11
	対象者数実績	11	7	12	7	5
確保方策 (提供体制)	利用者数実績 ・実施率	11 100%	7 100%	12 100%	7 100%	5 100%
	提供体制実績	実施体制：保健福祉課 保健師				

⑤一時預かり事業

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用者数)	利用人数見込	446	445	442	395	384
	①利用実績	一時預かり事業としての実施なし（他事業で対応）				
確保方策(定員)	定員計画値	一時預かり事業としての実施なし（他事業で対応）				
他事業での 対応	利用実績	393	336	407	234	305(見込)
	実施体制	子育て支援センターにて短時間の預かりを実施				

⑥延長保育事業

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用者数)	利用人数見込	45	45	43	40	39
	①利用実績	3	2	6	9	3
確保方策 (定員)	定員計画値	45	45	43	40	39
	②定員実績値	10	10	10	10	10
	実施体制	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

⑦病児保育事業

単位（人回/年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用者数)	利用人数見込	50	50	47	44	42
	①利用実績	1	25	8	34	26
確保方策 (提供体制)	予定提供体制	50	50	47	44	42
	②提供体制実績	1	25	8	34	26
	実施体制	4町村広域で公立多良木病院に委託して実施				

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業実施なし（他事業で対応）

【参考】その他の1年生～6年生の放課後の居場所の実績

(ア) 放課後子ども教室

【参考】利用者数内訳

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績合計		42	28	37	36	39
	1年生	12	12	13	14	15
	2年生	13	11	11	13	16
	3年生	17	5	13	9	8
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0

(イ) 元気クラブ（放課後チャレンジクラブ）

【参考】利用者数内訳

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績合計		6	7	7	0	0
	1年生	0	1	0	0	0
	2年生	1	1	1	0	0
	3年生	3	0	2	0	0
	4年生	0	3	0	0	0
	5年生	2	1	3	0	0
	6年生	0	1	1	0	0

第3章 計画の基本理念

第1節 計画の基本理念

近年、全国的に少子化が加速しており、少子化社会対策大綱の推進に係る令和4年の内閣府の中間評価では、少子化の背景には経済的な不安定さや男女の仕事と子育ての両立の難しさなどの要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。

さらには、子ども一人ひとりの心身の幸福についても、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などを背景に、いじめや不登校、児童虐待相談件数の増加など、深刻な状況が続いています。

こういった状況を踏まえ、国は、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現することを目標として掲げ、令和5年に「こども家庭庁」の創設、「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、子どもと子育てに関する方針を打ち出しています。

本村においても、令和2年7月豪雨災害や令和4年台風14号の影響や集落の過疎化、近年の物価高騰等により、子どもと保護者を取り巻く環境は非常に厳しい状態にあり、子どもと子育てを支援し少子化対策に取り組むことは非常に重要な課題となります。

一方、本村の子育てに関する長所として、アンケート調査では、子育て支援や地域・行政による見守りが充実していることや、地域や自然の環境が良いことが多くの保護者から挙げられています。

子ども・子育て支援事業計画として、少子化が進む中で幼児期の教育・保育等の適切な給付を維持するとともに、村の長所を活かし、現状に合った子育て支援に取り組みます。それによって、本村に住むすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身や子育て世帯から「水上村で育ちたい・水上村で育てたい」という声が聞こえ、誇りや愛郷心につながる村作りを目指します。

以上のことから、「『水上村で育ちたい・水上村で育てたい』の声がきこえる恵まれた自然と地域みんなの子育て応援」を本計画の目指す基本理念として掲げます。

**『水上村で育ちたい・水上村で育てたい』
の声がきこえる
恵まれた自然と地域みんなの子育て応援**

第2節 計画の基本的な視点

基本理念の達成に向け本計画を推進するにあたり、すべての施策・取組に横断的な基本的な視点を以下のとおり定め、水上村の子育てを支援します。

視点1 すべての子どもの育ちの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの人格、個性、権利を尊重し、良好な成育環境を確保することで、すべての子どもが、大切にされている実感を持って幸せに暮らし、成長できるよう支援します。

視点2 親としての育ちの視点

子どものより良い育ちを実現するためには、より良い親子関係を形成して行くことが重要です。

親の抱える子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、幸せに子育てできるように支援するとともに、子育てを通じた親としての成長を支えます。

視点3 地域での支え合いの視点

子どもの成長にとって良い環境作りのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要です。地域住民の意識啓発を図るとともに、子どもの育成や子育て支援にかかわる機会を拡充し、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

視点4 ライフステージに応じた支援

子どもや子育て当事者のライフステージに応じて、妊娠期・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが重要です。保護者・養育者の「子育て」とは乳幼児期だけのものではなく、子どもの誕生前から大人になるまで続くものとの認識をもち、ライフステージを通じて社会全体で子育て当事者を支えます。

視点5 あらゆる子どもと子育て家庭の支援

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援と、子どもの多様な人格・個性を尊重することで、すべての子どもが大切にされているという実感を持って暮らし、成長できるよう努めます。

第3節 計画の基本目標

基本理念の達成に向け本計画を推進するにあたり、すべての施策・取組に横断的な基本的な視点について、以下のとおり設定しました。

基本目標1 産前からの切れ目のない保健・医療の提供

安心して子どもを出産できるよう、産前からの保健指導や妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供等を充実させ、妊婦の不安解消に努めます。

またすべての子どもの健やかな成長のために、保健・医療の維持に努めるとともにライフステージに応じた健康に関する教育の提供に取り組みます。

- (1) 母子の健康の確保
- (2) 小児医療の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期保健対策の充実

基本目標2 子育て支援と教育環境の充実

子どもが適切な教育・保育を受けるとともに様々な体験をしながら成長できる村作りを目指し、保育所、学校教育をはじめとする保育・教育環境の整備や各種子育て支援サービスの充実、子どもの居場所作りに努めます。

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 学校の教育環境等の整備
- (4) 次代の親の育成
- (5) 子どもの居場所と活動の場の確保
- (6) 地域との交流機会の創出

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

子育ての負担軽減のために、子育て世帯への支援や仕事と子育ての両立を推進するとともに、ライフステージを通して縦断的に実施すべき施策に取り組み、子どもが幸福に暮らせる村の実現を目指します。

- (1) 子育て支援のネットワーク作り
- (2) 仕事と子育ての両立のための理解の推進
- (3) 経済的支援
- (4) 地域等による子どもの見守り

基本目標4 住みよい地域環境の整備

子どものための近隣地域の生活空間の形成にむけて、子育てしやすい住宅や子ども向けの設備といった住環境の充実や、安全な通学路などの整備、防犯や交通安全を推進します。

- (1) 子育てに適した住環境と地域環境の整備
- (2) 交通安全活動の推進
- (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標5 特に支援が必要な児童と家庭への取組

すべての子どもの幸福のためには、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭への支援に取り組む必要があります。

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会等様々な問題を抱えていることから、多面的な社会的支援に取り組みます。

また、心身の状況や置かれている環境等に関わらずその権利の擁護を図ることによって、すべての子どもが将来に渡って幸福に生活できる社会を目指します。

- (1) 子どもの貧困対策の推進
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4) 障がい児施策の充実

第4節 計画の体系

『水上村で育ちたい・水上村で育てたい』の聲がきこえる
恵まれた自然と地域みんなの子育て応援

第4章 施策の具体的な 取組

■水上村子ども・子育て支援事業計画としての子ども・子育て支援に関する施策、次世代育成支援に係る施策、子どもの貧困対策に係る施策を定める

基本目標1 産前からの切れ目のない保健・医療の提供

基本目標2 子育て支援と教育環境の充実

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

基本目標4 住みよい地域環境の整備

基本目標5 特に支援が必要な児童と家庭への取組

第5章 子ども・子育て 支援給付等

■水上村子ども・子育て支援事業計画としての子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等に関する事項を定める

○子ども・子育て支援給付の提供

○地域子ども・子育て支援事業の提供



第4章 施策の具体的な取組

基本目標1 産前からの切れ目のない保健・医療の提供

(1) 母子の健康の確保

妊娠・出産・育児の切れ目のない保健・医療の提供に努め、安心して出産し子どもが健やかに成長できる環境を構築します。

産前・産後の保護者の負担の軽減を図るため、産前からの相談支援やケアの充実を図るとともに、健診等の機会を通して子育てに関する情報提供等を行います。

①乳幼児健康診査の充実

新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、保健指導等を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>1か月健康診査については、無料受診券を交付し、母子の健康の確保をするとともに保護者の経済的負担を軽減します。</p> <p>乳幼児健康診査については、湯前町、多良木町と共同で実施しています。</p> <p>現在、各健診の受診率は100%となっています。今後も、受診率100%の維持を目指し、未受診者が出ることがないように、赤ちゃん訪問の際の周知や各保育所との連携による受診勧奨、受診機会の調整、欠席の際の電話連絡、母子手帳アプリでの受診時期の通知等を行います。</p>	保健福祉課

②妊産婦健康診査等の充実

妊娠期、出産期、新生児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、保健指導等を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>県内医療機関で受診できる妊婦健診無料受診券14回分と、産婦健診無料受診券2回分の交付を行います。また、必要に応じて県外医療機関との調整等を行い、健診の体制の充実を図ります。</p> <p>熊本県外への里帰り等における妊婦健康診査費助成や人吉球磨圏外に医療機関を必要のある妊婦健診、出産、産婦健診にかかる交通費および出産直前の宿泊費の助成を行います。</p> <p>また、熊本県医師会や医療機関と連携を行い、健診を通して産後うつや虐待等の早期発見に努めます。</p>	保健福祉課

③母子手帳交付時や乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施

育児不安の解消等を図るため、母子手帳発行時や乳幼児健診の場を活用し保護者への相談指導を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>母子手帳交付時及び赤ちゃん訪問時に個別での相談を実施します。</p> <p>乳幼児健診時に小児科医、歯科医、栄養士、歯科衛生士による相談を実施します。</p> <p>医療機関や産後ケア事業所と連携を行い、産婦の育児支援として、産後1年以内の産婦を対象に産後ケアを実施します。</p>	保健福祉課

④妊娠期から継続した支援体制の整備

児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制の整備を図る事業

実施状況と今後の方向性		担当課
<p>保健師による産婦訪問及び新生児訪問を確実にを行い、早期に支援が開始できるように努めます。また、幼児訪問や幼児健診前後の保育所訪問、電話相談等を継続して実施します。</p> <p>初産の産婦に対しては、早期に訪問を実施し育児支援や必要なサービスにつなげます。</p>		保健福祉課
妊産婦訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠8か月頃に面談とアンケートを実施します。 ・生後1か月以内を目標に全対象者への訪問を実施します。 	
乳幼児家庭全戸訪問	生後1か月から4か月以内に全対象者への訪問を実施します。	
幼児訪問および保育所訪問	健診等でフォローとなった子どもを、保育所などからの情報を得ながら自宅訪問や、保育所訪問を実施します。	
電話相談等	子育てに関する不安解消のために、電話や面接など随時相談対応を行います。	

⑤ 歯科保健の充実

むし歯ゼロを目指し、保護者の意識改革と子どもたちへの保健指導を行う事業

実施状況と今後の方向性		担当課
<p>妊娠期から各時期での歯科検診を実施します。水上学園の歯科保健に関しては、フッ化物洗口を継続して実施するとともに、養護教諭と連携し歯科保健の充実に努めます。</p> <p>また、乳幼児期を対象に村内歯科医院における個別歯科検診します。</p> <p>個別歯科検診については、他の歯科医院受診者もいるため受診率が低いものの、今後も事業を継続して実施します。</p>		保健福祉課 教育課
妊娠期	母子手帳交付時に妊婦歯科検診受診券の交付および個別指導を行い、早産を予防するとともに妊娠期から始まる子どもの丈夫な歯作りを推進	
乳児期	乳児健診時の歯科衛生士による集団指導	
幼児期	フッ化物洗口及び虫歯予防教室を各保育所で実施 (歯磨き指導・かみかみ指導・食事指導)	
乳幼児健診以外の節目 (半年毎)	村内歯科医院における個別歯科検診および希望者にはフッ化物塗布を実施し、虫歯予防に努める	
1～9年生	歯科検診及びフッ化物洗口を実施	

⑥ 不妊治療費の助成

不妊治療を受けている夫婦等の経済的な負担を軽減するため、不妊治療費の一部を助成する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>不妊治療費の助成とあわせて、不妊治療の際の交通費の助成や助成に関する相談を実施しています。</p> <p>また、内容については広報等による周知啓発や相談しやすい環境の整備を行います。</p>	保健福祉課

⑦ 産科医師の確保および周産期医療の充実

人吉球磨圏域の地域産科中核病院への産科医師確保および熊本県南地域の周産期医療連携体制の整備に向けた事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>南九州中部地域医療連携協議会（人吉球磨圏域、えびの市、伊佐市）により、人吉球磨圏域の地域産科中核病院への産科医師確保のため、熊本・宮崎・鹿児島県の三県の各県医師会や各大学病院の産科婦人科学教室等へ要望書を提出し、継続して体制整備へ向け要望活動等を実施していきます。</p>	保健福祉課

(2) 小児医療の充実

近隣市町村や球磨郡医師会・人吉市医師会等と連携し、地域の医療基盤の維持に努めます。

①小児医療の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤である小児医療の充実に取り組む事業

実施状況と今後の方向性	担当課
小児科医は多良木町、あさぎり町、人吉市にあり、本村の子育て家庭では各自かかりつけ医を決めています。 今後も引き続き近隣市町と連携を図り、安心して子どもを産み健やかに育てるための基盤である小児医療の充実努めます。 適正な受診を推奨するとともに、子ども電話医療相談事業（#8000）の周知と活用推進を行います。	保健福祉課

②小児科休日在宅当番医制の実施

近隣市町村や球磨郡医師会および人吉市医師会と連携し、小児科休日在宅当番医制を実施する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
近隣の市町村及び関係機関と連携し、人吉球磨圏域全体で、休日に小児科が受診できる体制の維持に努めます。 今後も事業を継続して実施します。	保健福祉課



(3) 食育の推進

食育は、子どもの健全な心身と豊かな人間性の育成の基盤となる重要な要素です。その意義を踏まえ、家庭や保育所・学園、地域における食育を推進します。

①発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供

子どもが食べることの意味を理解し、自立的に食を営む力を育むことで心と体を元気にできるよう、発達段階に応じた食に関する体験や学習機会の充実、情報提供を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>栄養士からの離乳食についての説明や調理実習を行う離乳食教室を年6回実施しています。</p> <p>また、乳幼児健診において食に関する個別指導を実施します。</p> <p>あわせて、様々な機会を活用して栄養状態や発育状況、食習慣の把握を行い、必要に応じて食育や栄養指導の充実を図ります。</p>	保健福祉課

②食事作り等の体験活動の推進

子どもたちが食に関して正しい知識、習慣が身につけられるように、行事や調理体験等を積極的に進め、子ども参加型の取組を実践していく事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>今後も継続して、児童の頃から、食することの意義、大切さ、作法の指導を促していくために「食」に関する実態把握と、健康教育の一環として毎月19日を水上っ子家庭の日とし、早寝・早起き・朝ごはん運動を実施しています。</p> <p>また、4年生から6年生の児童を対象に年3回の子どもクッキングを実施し、調理の楽しさを体験させることで、食への興味を高め家庭での食育教育へつなげます。</p>	保健福祉課 教育課

(4) 思春期保健対策の充実

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴い心身が変化する時期です。子どもが、自らの発達に応じて、心身の健康や性に関する正しい知識を得て、自らに合ったサポートを受けられるよう、思春期の保健対策の充実を推進します。

①性に関する正しい知識の普及

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>性感染症予防に関する正しい知識の普及を目的として、性教育講演会を実施しています。</p> <p>今後も、児童生徒が正しい知識を持ち、自分の命の大切さを理解するための機会の創出を図ります。</p>	<p>保健福祉課 教育課 水上学園</p>

②喫煙や薬物及び飲酒に関する教育

喫煙や薬物に関する教育として、講演を実施するとともに、禁煙教室を実施するなど、保護者や地域に対する啓発を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>水上学園で、健康教育講演会などを行い、薬物乱用防止の啓発を行います。</p> <p>また、保護者や地域への取組として、住民健診での飲酒・禁煙指導や広報での啓発を行います。</p>	<p>教育課 水上学園 保健福祉課</p>

③思春期健康診査

7～9年生を対象とし、若い時からの生活習慣病予防に取り組むため、生活の見直しや身体のメカニズムの理解を深める機会としての健康診査及び健診結果の説明会等を実施する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>7～9年生を対象に、生活習慣病予防を目的とし、生活の見直し、身体のメカニズムの理解を深める機会として、健康診査と専門職による説明会を実施します。</p>	<p>保健福祉課 教育課 水上学園</p>

基本目標 2 子育て支援と教育環境の充実

(1) 質の高い幼児教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安全・安心な環境で質の高い幼児教育・保育の提供に努め、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支援します。

①通常保育事業

保育所において、保護者の就労や病気などの理由により、家庭において保育することができない子どもを保護者に代わって保育する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>今後も通常保育の重要性を踏まえ、保育ニーズに対する適切な提供と充実に努めます。</p> <p>現在、入所希望日からの受け入れができており、他町村からの（広域）入所も受け入れる体制を構築しています。</p> <p>少子化の進行する中、岩野保育所60名、湯山保育所45名の定員変更の見極めが課題となることから、保育所の定員について弾力的な運用を検討します。</p>	保健福祉課

②延長保育サービスの実施

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間において、保育所で保育を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>保護者のニーズに合わせ、令和2年度から、平日の開所時間を午前7時から午後7時までとしています。</p> <p>就労形態の多様化を踏まえ、今後ニーズが増加しても受け入れられるように対応に努めます。</p>	保健福祉課

③保育料等の負担軽減

保育所等の利用に係る費用の助成等により、保護者の経済的な負担の軽減を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>国の基準に基づく3歳児から5歳児の保育無償化の運用とあわせて、令和2年度から村の独自事業として、年齢を問わず入所している全乳幼児の保育料と副食費の無償化を実施しています。</p> <p>今後も取組を継続して実施します。</p>	保健福祉課

④保育所と保護者の連携・交流

保護者と保育所の信頼関係を構築し、子どもの成長を適切に支援するために保育所と保護者の連携や交流を推進する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
保育参観や親子体操、親の学び講座等を開催し、保育所と保護者の交流や子育て等について情報交換を行います。 また、保育所と保護者会の連携による、夏祭りや運動会等の各行事を実施します。	保健福祉課

⑤幼児期の教育・保育と学園（前期課程）教育の円滑な接続に向けた支援

発達の段階を踏まえた教育の連続性・一貫性を保つために幼児教育・保育と学園（前期課程）教育の円滑な接続を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
研修会や参観の実施により、保育園における保育士等の連携の強化を図るとともに、子どもの様子や保育所・学園での取組に関する情報交換の場を提供します。	保健福祉課

⑥保育環境の整備

保育所における、教育・保育条件の整備を推進するために現状に即した施設・設備の充実等を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
保育施設の安全性の向上と快適な保育環境の確保により、子どもの成長・発達を適切に支援するため、保育所の設備の適切な修繕・改修を行います。 各保育所とも老朽化による修繕が多く見られるようになっていることから、年度当初の整備予算と年度途中で必要性が生じた場合に対応するための予算の確保に努めます。	保健福祉課 各保育所

（２）子育て支援サービスの充実

地域子育て支援拠点事業等の子育て支援施策を充実することで育児不安を解消し、ゆとりを持った子育てと子どもの健やかな成長を支援します。

①地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じ、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
子ども・子育て支援事業計画に基づき、本村の子育て支援のニーズ等に即した地域子ども・子育て支援事業を適切に実施します。	保健福祉課

(3) 学校の教育環境等の整備

子どもにとって学校とは単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが
ら、他者とかかわりを持ち育つ、大切な居場所の一つです。子どもの最善の利益の
実現を図る観点と、格差を縮小し貧困によって教育が妨げられることがない社会形
成の観点から、学園の教育環境の整備を推進します。

ア. 確かな学力の育成

①9年間を見通した教育課程と教科担任制及び家庭学習の習慣化

9年間の切れ目のない教育課程を編成し、義務教育学校の良さを生かして学力の
育成を図る取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>1年生から9年生までで育てたい資質・能力を明らかにし、9年 間を見通した教育課程を編成します。7年生からの教科担任制を5 年生から導入し、より専門的な内容の指導を行い、質の高い教育を 提供します。</p> <p>また、家庭での自主学習やオンライン塾の取組を通して、家庭学 習の習慣化を図ります。</p>	<p>教育課 水上学園</p>

②令和の日本型学校教育を目指した授業の質的向上とICTの活用

個に応じた指導とみんなで学び合い話し合う経験を充実させ、主体的・対話的で
深い学びを実現すると同時に、ICTを活用し情報活用能力の育成を目指す取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実できるよ う、個に応じた選択的な学びと、考えたことや学んだことを共有し てお互い深め合う協働的な学びを取り入れた授業展開を進めます。 電子黒板やタブレットを活用して学びの深まりを目指します。</p>	<p>教育課 水上学園</p>

③英語科の授業の充実と英検の取得率向上

外国の文化に対する理解を深め、国際感覚を養い、国際社会に対応できるグロー
バルな人材を育成する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>オンラインによるマンツーマンの英会話授業やALTを活用し て、実践的な英語力の向上を図ります。</p> <p>また、英検取得率の向上を図るため、受験料の補助をはじめ受験 用参考書の学園への設置などに取り組みます。</p>	<p>教育課</p>

④ふるさと「水上学」を通じた実践力・表現力・郷土愛の向上

自分の住んでいる地域について興味を持ち、調べ、体験し、考えることを通して、故郷の良さを再認識し、郷土に誇りをもつ子どもを育てる取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>ステージごとにテーマを設定し、「ふるさと水上村」について調べ、課題を立てて研究しながら、9年生で子ども議会で様々な施策を提案します。これらの活動を通して、水上村の未来について考えるとともに、故郷に誇りをもち郷土愛溢れる子どもたちの育成に努めます。</p>	<p>教育課</p>

イ. 豊かな心の育成

①9年間を見通した、切れ目のないかわり

子どもの情報を共有し、全職員で子どもを見守り、子どもが安心して生活や学習ができる居場所を構築し、子どもが成長できる環境を作る取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>児童生徒の情報交換を密にし、学園全体で子どもたちを支える体制を作ります。前期課程と後期課程が融合した教育活動の在り方を模索しつつ、9年間を通して成長を見守り、切れ目のない教育活動につなぐことで、より豊かな心の育成に努めます。</p>	<p>教育課 水上学園</p>

②「特別の教科 道徳」の授業の追求と道徳的実践力の育成

人権尊重の社会の実現を目指し、豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図る取組

今後の方向性	担当課
<p>道徳の教科書をはじめ「熊本の心」「つなぐ」などを活用した授業を実践するとともに、子どもの心に迫る授業展開の工夫を進めます。特別活動や体験活動を通して道徳的心情を育成し、道徳的実践力の向上を図ります。また、道徳授業の研究授業を通して、さらなる指導力の向上を目指します。</p>	<p>教育課 水上学園</p>

③様々な体験活動の充実とキャリア教育の推進

地域との連携による様々な体験活動を実施するとともに、芸術体験を通じた心豊かな子どもたちの育成を図る取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>「水上っ子タイムトンネル」「宿泊登校」「農林業体験」「職場体験」など様々な体験活動を通して、実体験に基づく豊かな情操教育に努めます。</p> <p>多くの人とかかわることで、社会性を培うとともに、自分のキャリアへの関心と意欲を高めます。</p>	<p>教育課 水上学園</p>

④積極的生徒指導と居場所のある学級経営

お互いの存在を認め合い、人権を尊重し合うことでよりよい学級や学園作りを進める取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>児童生徒との関係作りに努め、生徒同士、先生と生徒のあたたかな関係を構築することで、よりよい生き方について学ぶ機会を作り、学級や学園での暮らしの中で、一人一人の居場所を作り、認め合える環境の中で自分や他人を大事にする感性を養います。</p>	<p>教育課</p>

⑤インターネット、SNS等の適切な利用に関する普及・啓発

携帯電話・パソコン等を通じたインターネットに関するトラブルから子どもを守るために、適切な利用に関する知識等の啓発を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>インターネット利用に関するトラブルが増えていることから、児童・生徒に対するインターネットの適切な利用に関しての周知・啓発を行います。</p> <p>また、家庭での適切な利用・指導を促進するため、保護者に対してもインターネットやSNSについての研修の機会を設けるなど、PTAと連携し保護者への啓発を進めていきます。</p>	<p>教育課 水上学園 PTA</p>

ウ. 健やかな体の育成

① 基本的な生活習慣の確立と健康・安全な生活の実践力向上

生涯にわたる心身の健康の保持増進のために必要となる知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるために、子どもたちへの健康教育を推進する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
学級活動や道徳の授業の中で、規則正しい生活を送ることのよさに気づかせるとともに、健康を守ることや安全に生活することの大切さについて考えさせる機会を作ります。	教育課 水上学園

② 体育授業や運動スポーツを通じた心身の健康作り

地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者のもとに体育の授業を含めた学園におけるスポーツ環境全般の充実を図る取組

実施状況と今後の方向性	担当課
体育の授業において様々な運動やスポーツに触れる機会を作るとともに、運動を通して心身を鍛えることの実感できる機会を創出します。後期課程における部活動では社会体育移行への環境作りを進めながら、適正で魅力ある活動作りを進めます。	教育課 水上学園 健康教育委員会

③ 危険を予測する交通安全教育や防災教育

交通や災害など身近な危険から身を守るための知識を身に付けさせるために、子どもたちへの安全教育を推進する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
危険予測学習や交通安全教室、薬物乱用防止教室などを通して身の回りに潜む危険について学び、それらを回避する力を養います。	教育課 水上学園

④ 学校給食を核とした教育活動全体での「食育」の推進

給食を通して「食」に関して興味を持つとともに、自分の体を作る食に対して学ぶ取組

実施状況と今後の方向性	担当課
日々の給食指導の中で、「食」の大切さに気付くことができるような話題やきっかけを作ります。地域の食材をはじめ多くの食材を知ることによって食についての興味関心を高め、自分の食生活について深く学ぶ機会を提供します。	教育課 水上学園

エ. 地域とともにある学園作り

①水上村の資源や人材の積極的な活用

地域の方々とかかわる行事を実施し、子どもたちの豊かな感性を育むとともに地域の良さを感じる取組

実施状況と今後の方向性	担当課
地域学校協働活動推進委員を核とした、地域との交流活動を実施し、水上っ子タイムトンネル（昔遊びや手作りの体験）、農林業体験、職場体験など子どもと大人の多くのふれあいの場を創出します。	教育課

②学校運営協議会と協働した地域との連携

学校運営協議会を実施することで、地域の意見を学園の運営に反映するとともに、地域の協力を得ながら連携を強化する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
令和5年4月から全国版学校運営協議会（コミュニティースクール）へ移行しました。学校運営協議会を年間に数回開催し、地域の人々の意見を学園経営に取り入れ地域とともにある学園作りを進めます。	教育課

③児童生徒の安全管理

学園において、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携し、安全対策を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
水上学園において防犯訓練、地震避難訓練、水防避難訓練、毎月安全点検を実施しているほか、教育課では子ども110番の家への協力依頼を行います。	教育課

(4) 子どもの居場所の確保

公共施設等を活用し、放課後などに子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。

学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学園、家庭、地域などと連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。

①放課後子ども教室（わんぱくキッズ塾）の充実

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び安全に過ごすことができる、子どもたちの居場所作りを行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>学校の統合により、令和5年度から岩野公民館1か所で実施しています。</p> <p>現在、1年生から3年生児童が利用しており、子育て中の保護者が安心して働くことができるよう、子どもたちが安心して過ごすことができるよう事業の継続と活動内容の充実を図っています。</p>	教育課

②元気クラブ（チャレンジクラブ）の実施

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び安全に過ごすことができる、子どもたちの居場所作りを行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>現在、放課後子ども教室の後の子どもたちの居場所作りとして、希望者を対象に実施しております。</p> <p>利用希望があった場合には適切に事業を実施します。</p>	教育課

③様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成

児童の健全育成を目的として保育所、公民館、保健センター、学園等の社会資源を活用し、主任児童委員、シルバー人材センター、地域ボランティア、子ども会、桜友会（青年団等）、自治会等が連携して行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>水上っ子タイムトンネルや宿泊登校やおにぎり給食、また村内の各事業所や農林業等の体験学習、保育所での幼児保育体験等を通して様々な事業を実施します。</p> <p>体験学習「ふるさと塾」では、村内の各種団体と連携しクリスマス会や炭焼き体験などの行事を行い、交流を深めます。</p> <p>また、岩野公民館の開放を行います。</p>	<p>保健福祉課</p> <p>教育課</p> <p>産業振興課</p>

④健全育成の拠点としての公民館・保健センター活動の充実

子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、公民館や保健センターにおいて、体験学習や食育セミナーなど、様々な親子のふれあいの機会を提供する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>健全育成の拠点として、活動の充実及び「親の学び」プログラムの推進を図ります。</p> <p>子どもの習い事や保護者の就労の変化に伴い、計画的な実施日の調整を検討します。</p>	<p>保健福祉課 教育課</p>

⑤水上学園の生徒の乳幼児ふれあい体験

生徒が、子どもを産み育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を提供する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>前期課程では、新1年生の体験入学時に交流活動を行っています。</p> <p>後期課程では、職場体験活動で保育所を選択した生徒が幼児保育を体験しています。</p> <p>児童・生徒が、こどもを産み育てることの意義を考え、家庭の大切さ、子育ての苦労を、実際に体験し理解する機会として今後も実施します。</p>	<p>水上学園 各保育所</p>



(5) 子どもの活動機会の創出

子どもは、遊びや体験活動を通して、心身ともに成長します。年齢や発達の程度に応じて、遊び、自然体験、職業体験など多様な経験ができるよう、地域資源も活用し、子どもの活動の機会を創出します。

①親子参加型の学習・活動の機会提供

保護者会やPTA等の協力のもと、保護者等が参加しやすい健診等の機会を利用した子育て講座等や本の読み聞かせなどの親子参加型の学習機会を提供する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>就学時健診や学級懇談会等において、保護者の子育てのヒントとなる機会としてくまもと「親の学び」プログラムを実施するなど、子育て講座、育児相談、家庭教育に関する学習機会を提供します。</p> <p>また、保護者や地域のボランティアによる本の読み聞かせなどの親子参加型の活動を実施します。</p>	<p>保健福祉課 教育課 各保育所</p>

②地域における子どもの多様な体験活動の充実

関係機関のネットワーク化を図りながら、公民館、公園などを利用した子どもが遊びやスポーツを通じて健やかに育つための居場所作りの促進とともに、ボランティア活動等子どもたちの様々な地域活動、体験活動の場を提供する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>ふるさと塾（年4～8回）を実施し、様々な体験活動を行っています。</p> <p>今後も継続して実施します。</p>	<p>教育課</p>

③総合型地域クラブの充実、スポーツ指導者の育成

総合型地域クラブの充実、スポーツ指導者の育成等、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図る取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>現在、スポーツ活動や文化活動など複数の種目が開設され、子どもから大人まで幅広い年代が活動しています。</p> <p>少子高齢化が進む中で、住民のだれもが生き生きと活動できる元気クラブは生涯スポーツや生涯教育の面からも重要な活動であり、今後もその継続と活動の充実を図っていきます。</p>	<p>教育課</p>

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

(1) 子育て相談と情報提供の充実

子育て支援に関する相談支援や情報提供を充実させ、子育て当事者の不安や負担感の解消を図り、ゆとりをもって子どもと向き合える地域作りを目指します。

子育て支援センターさくらっこでの保護者同士の交流や、地域への意識啓発等により、子育て当事者やそれを取り巻く地域の子育てネットワークの形成を図ります。

①子育て支援センターの充実

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する悩みや不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>子育て支援センターさくらっこを実施し、子育て世帯の交流や、子育てに関する悩みの相談などを行います。</p> <p>また、月に1回の子育てセミナーやクリスマス会等の実施により親子の交流と成長を支援し子どもの心身の健全な育成を促します。</p> <p>母親の就業等でほとんどの乳幼児が保育所に入所し、本事業の利用者が少ないことが課題となることから、事業に関する周知を促進するとともに、利用者のニーズに合わせた実施形態などを検討します。</p>	保健福祉課

子育て支援センターさくらっこ

○場所：水上村保健センター内で実施

○内容：子育てについての相談や遊びの提供、ママ達の憩いの場として実施しています。

②子育て情報の周知

本村での子育てが楽しくできるよう、子育てガイドブックの作成・配付を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>母子手帳交付の際に子育て支援事業のチラシを用いて制度の概要を説明します。</p> <p>近年、紙媒体ではなく情報発信ツール等を利用し、情報を収集する時代となったため、ICTの活用を検討するとともに、既存の水上村のホームページやLINE、母子手帳アプリ等での周知・広報について検討します。</p>	保健福祉課

③子育てに関する意識啓発等の推進

地域住民すべての方が、子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>水上学園（前期課程）において、地域の高齢者に昔遊びを教えてもらう「水上っ子タイムトンネル」を実施しています。水上学園（5年生）において、「宿泊登校」を実施し、宿泊場所等において地域住民との交流を行っています。</p> <p>今後も、各種行事等で子育てに関する意識啓発等の推進を継続して実施します。</p> <p>また、児童虐待、子どもの貧困についての周知・啓発に努めます。</p>	<p>教育課 人づくり推進委員会 水上学園 保健福祉課</p>

④母子手帳アプリによる子育て支援等に関する情報提供

母子手帳アプリを活用し情報発信等を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>母子手帳アプリを活用し、乳幼児健診・予防接種や産後ケアなどの子育て支援に関する情報発信を行います。</p> <p>母子手帳交付の際や赤ちゃん訪問時にアプリの登録の推進を図ります。</p> <p>利用者の利便性を図るために申請手続等のデジタル化の導入など内容の充実にも努め、今後も取組を継続して実施します。</p>	<p>保健福祉課</p>

母子手帳アプリパンフレットより

水上村のママ&パパへ
妊娠期の方向け

利用料金 無料!

妊娠から出産、子育てまでをフルサポート
水上村パパ・ママ アプリ
みずかみ さくらっこ
by 母子モ

母子モは、水上村が提供するアプリなので安心!
水上村の子育てに必要な情報を一目でチェックできます。
妊娠中の日々の記録や、大切な思い出の保存、出産後の予防接種のスケジュール管理など、紙の母子手帳と一緒に使えて便利な機能が沢山です!

アプリストアからダウンロードして、**カンタン登録!**

Web版はこちら
URL: <https://www.mchh.jp>

1. アカウント連携 or メール連携をしよう!

2. あなたのプロフィールを選択しよう!

3. お住まいの地域の郵便番号を入力して、お住まいの地域の情報を登録すると、成長に合った情報がお知らせされます。

予防接種も! 成長記録も! 街の育児情報も!
地域とつながる、安心の子育てアプリです

お子さまの成長をカンタンに記録!
日々の出来事も大切な思い出として残せます。

日々の思い出を楽しく記録!
約150種類のイベントを参考に、写真とコメント付きで記録できます。日々の出来事も思い出として残せます。

妊娠中の記録をグラフで確認!
お母さんやお赤ちゃんの体重が自動でグラフになり、簡単に変化を確認できます。また、変化に応じて医師からのメッセージも表示され、今の自分の状態がわかります。

家族みんなで共有できる
妊娠中の思い出や記録を、パパやおじいちゃん・おばあちゃんにも共有できます。みんなで一緒に成長を見守りましょう。

不安だらけの子育ても
地域の育児情報があると安心!
妊娠から必要な地域の情報がカンタンに手に入ります。

地域のお知らせが満載
お住まいの地域のイベントや、育児・生活情報が満載です。

最適な接種日を自動表示
各種で適切なスケジュール調整は不要! 出生日と実際の接種日に応じて、最適な接種日を自動的に表示します。

接種日が近づくとお知らせ
接種予定日が近づくと、画面上にアラート通知でお知らせ! 忙しい毎日でも予定日を忘れず安心です。

※このアプリは電子ならではの便利な機能を使って紙の母子手帳を補完するものです。健診や予防接種の時は母子手帳が必要です。最新バージョンは、「みずかみ」をダウンロードしてアップデートが完了するまで、ご利用できません。

(2) 仕事と子育ての両立のための理解の推進

夫婦が協力し子育てし、それを職場が応援し、地域全体で支える社会の形成を目指し、仕事と子育ての両立支援や共働き・共育てを推進します。

①ワーク・ライフ・バランスの推進

国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けて働きかける取組

実施状況と今後の方向性	担当課
仕事と生活の調和に向けて、職場と働き手が積極的に取り組むよう、周知啓発に努めます。特に、子育て世帯の働き方への理解促進を図ります。	保健福祉課

②男女共同参画の推進

男女が家庭や地域などに共に参画する「男女共同参画」を推進する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
「水上村男女共同参画社会づくり計画」に基づき、男女が家事・育児に協力して積極的に参加する「共育て」を推進します。	保健福祉課



(3) 経済的支援

国・県の動向等も踏まえ、子育て世帯の負担軽減のために経済的な支援を実施します。

① 出産祝金事業の充実

出産に対し出産祝金を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、保護者の経済的負担の軽減と児童の健全な発育、地域の活性化、福祉の増進を図る取組

今後の方向性	担当課
<p>出生児とともに水上村に住所を有する者で、出生児を現に養育する者に対して祝金を支給します。</p> <p>3年以上水上村に在住予定の出生児の父又は母に対して祝金を支給します。</p>	保健福祉課

② こども医療費助成事業

子どもの疾病の早期治療を促進しその健康の保持と健全な育成を図るために、医療費を助成する取組

今後の方向性	担当課
<p>18歳到達後の最初の年度末までを助成対象として医療費の助成を実施しています。今後も事業を継続して実施し、子どもの健康の保持と健全な育成を図ります。</p>	保健福祉課

③ チャイルドシート購入補助事業

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、チャイルドシートの購入に要する経費に対する補助を行う取組

今後の方向性	担当課
<p>チャイルドシート購入経費の助成を実施します。</p>	総務課

④ 通学補助事業

高等学校等に通学する生徒の通学に係る経済的負担を図るため、バス・鉄道定期券や寮費の一部を助成する取組

今後の方向性	担当課
<p>高等学校等に通学する生徒の通学に係る経済的負担の軽減のために実施しており、バス・鉄道定期券・バイク利用者や寮費の一部について助成を行っています。今後も継続して実施します。</p>	教育課

⑤体験学習（前期課程）・修学旅行（後期課程）の補助事業

保護者の経済的負担を軽減するために、旅費の一部を助成する取組

今後の方向性	担当課
水上学園の児童生徒の保護者に対し経済的負担の軽減のため、旅費の一部について助成を行っています。今後も継続して実施します。	教育課

⑥給食費の負担軽減

保護者の経済的負担を軽減するために、給食費を村が負担する取組

今後の方向性	担当課
水上学園の児童生徒の保護者に対して、給食に掛かる経費を村が負担しています。今後も継続して実施します。	教育課

⑦水上っ子みらい応援助成金の支給

将来を担う人材育成に係る家庭の経済的負担軽減を図り、子育て世代のライフステージに応じた支援を行う取組

今後の方向性	担当課
当該年度の基準日（4月1日）において、水上学園（前期課程、後期課程）、高等学校または特別支援学校等に、1年生として入学または進級する児童生徒の保護者等に対し助成金を支給します。	教育課

⑧児童手当の支給

子育て家庭の生活の安定に寄与し、子どもの健やかな成長を支えるため児童手当を支給する取組

今後の方向性	担当課
18歳到達後の最初の年度末までの子どもを養育する世帯に対して、児童手当を支給します。	保健福祉課

（4）地域等による子どもの見守り

世代間交流や地域との交流、地域の見守りを促進し、地域全体で子どもを育てる意識を醸成し、子育て世帯が安心して子どもを育てられる地域作りを推進します。

①地域住民が喜びや生きがいを感じるかかわりの場としての保育所

年間を通して積極的に地域とふれあう機会を設け、開かれた保育所作りを行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
地域の高齢者との交流会やひとり暮らしへの集いへ参加し、遊戯披露や交流を行っています。 今後も積極的に開かれた保育所作りを行います。	保健福祉課 各保育所

②世代間交流の推進

子どもが高齢者など異なる世代との交流を通じて社会性と豊かな心を育むため、さまざまな体験活動を推進する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>あいさつ運動、声かけ運動の実施により、子ども達と地域住民の方と積極的なかかわりを推進します。</p> <p>また、職場体験活動や水上っ子タイムトンネルの体験活動を通して、世代間交流を推進し、社会性の育成を図ります。</p> <p>子どもの情操教育や伝承遊びの習得、保護者の負担軽減、高齢者の生きがい作りなどを図るため、ふれあい会や福祉と文化の集い、各地区の様々な行事を通して子どもたちと高齢者の交流の機会を提供します。</p>	<p>保健福祉課 教育課 水上学園 保育所 社会福祉協議会 人づくり推進委員会</p>

③地域資源の掘り起こし・人材育成

関係機関と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者の人材育成や活動支援を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>地域人材を活用し、読み聞かせや様々な体験活動とともに、部活動や元気クラブ等の子どもたちの指導・支援を行っております。今後も人材育成や活動等の推進を図ります。</p>	<p>教育課</p>

④身近な地域での声かけ

社会福祉協議会や保育・教育施設、民生委員・児童委員等の地域の多様な主体と協力し、あらゆる機会を通じて支援が必要な家庭や子どもの早期発見に努める取組

今後の方向性	担当課
<p>社会福祉協議会や区長、民生委員・児童委員等の地域と連携・協力し、地域での交流や普段の活動等、あらゆる機会を通じて見守り・声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。</p>	<p>保健福祉課 社会福祉協議会</p>

基本目標 4 住みよい地域環境の整備

(1) 子どもと子育て世帯に適した住環境の整備

子育て世帯に適した住環境の形成に向けて、子連れでも利用しやすい施設等や子どもが安全に外出できる道路などの整備に努めます。

①子育てバリアフリー化の推進

公共施設等において、子育て世帯が安心して利用できる設備の充実を図る事業

実施状況と今後の方向性	担当課
ベビーベッドの設置など子育て世帯が安心して利用できる設備の充実を積極的に図ります。	保健福祉課 産業振興課 建設課

②幅の広い歩道の整備等

ユニバーサルデザインの観点から高齢者・障がい者・児童にやさしい道作りを推進する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
交通安全対策工事としてカーブミラーの設置、通学路のカラー舗装、防護柵等の設置を行いました。今後も高齢者・障がい者・児童にやさしい道作りを進めます。	建設課

③通学路や公園等における防犯設備の整備

通学路や公園等における防犯灯等の整備を推進する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
通学路や公園等に防犯灯を設置しました。 今後も暗い通りや危険な箇所など必要に応じて防犯灯の設置を検討します。	総務課 産業振興課 建設課

④安全で安心なむら作り

道路、公園、駐輪・駐車場、公衆便所、公営住宅の構造・設備の改善、及び防犯設備の整備を推進するとともに、これらの必要性に関する広報啓発活動を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
水上学園では通学路点検の実施時、危険箇所の点検を行っています。 また、担当課において危険箇所の修復依頼、関係機関との協議を行っています。 今後も、道路環境の改善、遊具等の点検の実施を計画的に行います。	総務課 産業振興課 教育課 建設課

(2) 交通安全活動の推進

交通事故防止に向けて、子どもや保護者交通安全教育や、地域の交通マナー向上に向けた啓発等に努めます。

①交通安全教育の実施

子どもや保護者の方を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
警察及び関係団体のご協力により、毎年交通安全教室を実施しています。 今後も、警察等へ協力を依頼し、専門の方から指導していただくことで、交通安全教育のより一層の推進を図ります。	総務課 教育課 水上学園

②交通安全教育指導者の育成

安全教育に当たる職員の指導力の向上を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
役場職員等を対象とした交通安全研修会を実施します。 また、地域の方への交通安全教育に関する啓発を図ります。	総務課



(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るために、地域の見守りの充実に努めます。

令和2年7月豪雨の教訓も踏まえ、子育て世帯を含めた地域全体の防災体制の充実や防災教育を推進します。

①犯罪等に関する情報の提供の推進

住民の皆さんの自主防犯行動の充実のために、防犯等に関する情報の提供を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
警察、学園、PTA、関係機関と協力し、不審者情報の共有を図ります。 また、情報提供体制を整備し、ゆっぴーメール等での情報提供に努めます。	教育課 水上学園 PTA 総務課

②学園付近や通学路におけるパトロール活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、学園付近や通学路等においての、PTA等のボランティアと連携したパトロール活動を推進する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
毎年、学園・PTA等が連携し、学園付近や通学路等で交通量の多い交差点のパトロール活動や登校時の見守り事業を実施しています。 今後も子どもを犯罪等の被害から守るため、学園付近や通学路等においての、PTA、行政等と連携したパトロール活動を推進します。	教育課 水上学園 PTA 総務課

③防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないよう、防犯講習の実施、及び機器の貸与等を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
水上学園において、新入生全員に防犯笛や防犯ブザーの配付を行います。また、子どもが犯罪の被害に遭わないよう、パトロールステッカー運動を通じた見守りを実施します。 また、計画的に防犯訓練を実施します。 今後も事業を継続し、関係機関との情報交換を行いながら子どもが犯罪の被害に合わないよう取組を行います。	教育課 水上学園 PTA

④「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である、「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動を支援する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
防犯ボランティア活動について、毎年人づくり推進委員会において検討を行っています。今後も事業を継続し、地域、関係機関と協議し登録数や家の位置について検討を行います。	教育課 人づくり推進委員会

⑤子どもたちを有害環境から守るための取組

関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、性、暴力、インターネット等の有害情報についての自主措置を働きかけるなど子どもを有害環境から守るための取組を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
水上学園で、日常的にインターネットやSNSの正しい使い方について注意喚起を行っています。 保護者に対しても就学時健診や学級懇談会において、情報モラル教育についての情報を発信し、家庭でのインターネットの正しい使い方についての周知に努めます。	教育課 水上学園 保健福祉課

⑥被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングを行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
水上学園、教育委員会、スクールカウンセラー等の専門機関との連携を図っており、速やかに丁寧な対応を行います。 道徳教育を推進し、いじめをなくす取組を行います。	教育課 水上学園

⑦防災対策の充実

安全教育の一環として、防災教育や避難訓練を実施する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
安全教育の一環として、学園や保育所で本村の状況や防災体制等の実態を踏まえた防災教育を実施します。 また、学園や保育所での避難訓練等を実施します。	教育課 水上学園 各保育所

基本目標5 特に支援が必要な児童と家庭への取組

(1) 子どもの貧困対策の推進

【子どもの貧困対策の方針】

子どもの貧困問題は、教育・就業機会の喪失等により、子どもの現在だけではなく将来にも影響を与える非常に深刻な問題です。これらの状況を踏まえ、国は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(こどもの貧困対策推進法)において、貧困状態にある妊婦が出産しその子どもが大人になるまで切れ目なく支援を行うこと等を基本理念として定め、市町村に対しては、「子どもの貧困対策に関する計画」の策定を努力義務として求めています。

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」および「こども大綱」を踏まえ、貧困解消に直結する貧困世帯への「生活・就労への支援」や「経済的な支援」のみならず、子どもが貧困によって教育機会を奪われることがないように「教育への支援」、貧困にいち早く気づき幅広い分野から支援をするための「連携体制等の充実」などの4つの施策分野に分類し施策を推進します。

また、ひとり親への支援や全世帯向けの経済的な支援など、本項目以外に掲載されている事業についても、子どもの貧困対策としての視点を持って事業に取り組むことで、総合的な貧困対策を推進します。

ア 教育の支援

①高校生・大学生を対象とした就学の支援

高等教育の機会均等を保障するため、進学費用等の負担軽減を図る取組

今後の方向性	担当課
奨学金の出願の資格を有する生徒に対し、村の奨学金制度などを活用して奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。	教育課

②就学に関する支援の周知

教育・就学に関する支援・助成等の周知を図る取組

実施状況と今後の方向性	担当課
就学援助事業の一層の充実を図るため、水上学園における周知に加え、村広報やホームページの活用など住民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	教育課 水上学園

イ 生活・就労の支援

①子育て支援事業の充実

幼児教育・保育及び子育て支援等を充実させ、保護者の負担軽減と子育て環境の改善を図る取組

今後の方向性	担当課
子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。	保健福祉課 各保育所 公立多良木病院 院内病児・病後児保育「ホッと館」

②キャリア教育に関する学習

子どもの社会的自立の確立や将来の貧困を予防するために、キャリア教育の充実を図る取組

今後の方向性	担当課
水上学園前期課程においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、後期課程においては、自分の進路計画の設定や将来へ向けての職業調べなど、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	教育課 水上学園

③保護者の就労支援

世帯の安定的な生活基盤を築くために、保護者の就労を支援する取組

今後の方向性	担当課
ハローワークと連携し、求人情報等の提供を行います。	地方創生推進課 産業振興課 保健福祉課

④保護者の健康確保

保護者の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれることなどを防ぐために、保護者の健康の確保を図る取組

今後の方向性	担当課
令和6年度から集団検診の無償化を実施しています。今後も保護者等が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を継続します。また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	保健福祉課

⑤保護者の家庭教育力の向上に対する支援

良好な家庭環境構築のための親の家庭教育力の向上につながる指導、相談等の取組

今後の方向性	担当課
<p>子どもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、くまもと「親の学び」プログラムの実施や、各種健診等の機会を活用した保護者の悩みに対する相談支援等を行います。</p> <p>就学時健診や学級懇談会等において、くまもと「親の学び」プログラムを実施することにより、保護者の子育てのヒントとなるような場とすることができるよう今後も取り組みを継続し、充実した活動を実施します。</p>	<p>教育課 保健福祉課</p>

⑥暮らしへの支援

安心して子どもを育てられる環境作りのために、社会的孤立に陥ることのないような配慮と、家庭でゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保への取組

今後の方向性	担当課
<p>生活上の課題を抱える家庭に対し、必要に応じて関係機関へのつなぎを実施します。</p> <p>仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に取り組みます。</p>	<p>保健福祉課</p>

ウ 経済的な支援

①生活困窮者への相談

生活困窮者に対し専門職による相談支援を行い、適切な支援へつなぐ取組

今後の方向性	担当課
<p>貧困の状況にある家庭の生活を支えるために、専門職による生活困窮等の相談を行い、必要に応じて経済的な支援の制度等につなげます。</p>	<p>保健福祉課</p>

②就学への援助

義務教育の円滑な実施を図るため、就学に必要な費用を援助する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>水上学園に在籍する、経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用(学用品費等)の援助を行っています。</p> <p>今後も必要な世帯への支援を行います。</p>	<p>教育課</p>

エ 連携体制の構築

①総合的な相談体制の充実

家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、ワンストップで相談や支援メニューの提供を行う体制の取組

今後の方向性	担当課
<p>相談を適切な対応に結び付けるために、専門職による訪問や、県等の各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、各機関の体制充実と連携強化を図ります。</p> <p>こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するワンストップで相談や支援の充実を図ります。</p>	保健福祉課

②関係機関による連携強化・ネットワークの整備

切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関係機関における情報の共有、連携の促進を図る取組

今後の方向性	担当課
<p>すでにある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、村内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備します。</p> <p>相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。</p>	保健福祉課 教育課



(2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防、早期発見・早期対応のため関係機関、団体との連携体制を強化します。

児童虐待事案発生時には児童相談所等の専門機関とも連携し、速やかかつ適切な対処に取り組みます。

①虐待防止ネットワークの強化

児童虐待等に対処するため虐待防止ネットワークを充実し、各関係機関との情報交換や連携を図る取組

実施状況と今後の方向性	担当課
要保護児童及び高齢者等虐待防止対策協議会（代表者会議やケース会議等）を開催し、今後も関係機関との連携を強化し、児童虐待を未然に防ぐよう取り組みます。	保健福祉課 教育課

②虐待の未然防止、早期発見への取組

村児童相談窓口における取組を充実させ、児童相談所、主任児童委員、保育所、水上学園等と連携し、積極的な活用を推進する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
虐待の未然防止・早期発見のために、学園においては、虐待対応ダイヤル等のパンフレットを全世帯に配布するとともに、児童生徒に向けて相談窓口カードを紹介しています。 また、令和5年度からは学園内に定期的にスクールソーシャルワーカーによる相談を実施しています。 事案発生時など、必要に応じて保育所、水上学園、主任児童委員、福祉事務所、児童相談所等関係機関と連携を図ります。	保健福祉課 教育課

③主任児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進

主任児童委員が、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進め、地域における児童の健全育成や虐待の防止などを進める取組

実施状況と今後の方向性	担当課
定例民生委員・児童委員協議会の定例会開催時に、児童虐待防止について社会福祉士から周知を行います。 民生委員・児童委員で、学園訪問等を行い子ども達とふれあいながら健全育成に取り組みます。	保健福祉課 社会福祉協議会

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が地域で安心して生活できるよう、各種制度と相談支援・配慮等の両面からの支援を充実します。

①福祉サービス等利用に際しての配慮

ひとり親は、経済的自立、子どもの育児や教育、家事など様々な問題を抱え、精神的にも負担が大きくなっているケースも少なくないことから、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、適切な援護、支援を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
児童扶養手当や村ひとり親家庭1日家族旅行を実施しています。今後も、継続してひとり親家庭に対する助成を行います。	保健福祉課 社会福祉協議会

②相談体制の充実や情報提供

ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
現在、常時相談できる体制を整えています。今後も相談体制を充実させ、パンフレットなどで情報の周知を徹底します。	保健福祉課

③ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の医療費の全額助成を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
ひとり親家庭の子ども（20歳未満）及び親の医療費の助成を行います。※子どもは、子ども医療費助成の対象者は除く。	保健福祉課

④母子寡婦福祉団体への支援

母子寡婦福祉団体等への支援等、必要な配慮を講ずるように努める取組

実施状況と今後の方向性	担当課
要請等に応じて、適宜母子寡婦福祉団体の活動に協力します。	保健福祉課

⑤ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭に対する就労や職業と家庭の両立の支援に取り組む事業

実施状況と今後の方向性	担当課
ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得に関する県の事業に関する情報提供を行います。	保健福祉課

(4) 障がい児施策の充実

障がい児や発達に課題のある児童が地域で安心して生活できるよう、関係機関等と連携し、保健・医療、障がい福祉サービス等の確保に努めます。

障がい児等のインクルーシブ教育を推進します。

①学園における健康診断等の推進

障がいの原因となる疾病や事故の予防、及び早期発見・治療の推進を図るため、学園における健康診断等を推進する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
水上学園において、4月～5月に内科検診・歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診・心臓検診を実施しています。また、検診結果を保護者へ送付し、疾病がみられる場合は、受診への継続した働きかけを行っています。 今後も、事業を継続して実施します。	教育課

②適切な医療・福祉サービスの充実及び教育支援体制の整備

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、適切な医療・福祉サービスの充実及び教育支援体制の整備を行う事業

実施状況と今後の方向性	担当課
障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な支援を提供し、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進しています。 今後も障がい者計画・障がい福祉計画に沿って、事業を推進します。	保健福祉課

③保育所等における障がい児の受け入れと保育・教育の推進

入所を希望する障がいのある子どもの就園等について、保護者との十分な連携のもとに、障がいの種類や程度など、一人ひとりの実態に応じた適切な対応に努めるとともに、保育所等における障がい児の受け入れを推進する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>現在は、個別のケースに応じて受け入れ等の対応を検討・実施しています。</p> <p>今後は、現在の体制に加えて、保育所等の職員への啓発等の実施を検討します。</p> <p>入所後については、障がいのあるこどもの保育所での生活について、保護者と緊密に情報共有を行っています。特に、年長児については、今後の学園での生活について、保護者と学園・教育課・保育所・保健師等・関係機関が情報共有し、適切な支援が行うことができるように努めています。</p> <p>今後は、学園生活に向けて保護者の意向を十分に理解し、こども達に適切な支援ができるよう多機関のさらなる情報共有に努めます。</p>	<p>保健福祉課 教育課</p>

④発達上の課題がある子どもの就学支援

発達上の課題のある児童の就学先の選択の支援に関する事業

実施状況と今後の方向性	担当課
<p>教育支援委員会において、発達検査や専門員との面談等の結果を元に、情報交換を行い、子どもにあった就学先を慎重に検討しています。</p> <p>課題を抱えるこどもの様子について特別支援教育連携協議会において全体会議並びに実務担当者会議を適宜開催し、保育所から学園への情報共有を密に行っています。</p> <p>必要に応じて、学園職員が保育所を訪問することにより、円滑な就学に向けて支援体制を整えます。</p>	<p>保健福祉課 教育課</p>

(5) 様々な場面での権利擁護

ヤングケアラー、貧困、いじめ、社会的擁護を必要とする児童など、様々な方面で支援を必要とする子どもが存在することを踏まえ、県や専門機関等とも連携し、きめ細やかな支援に努めます。

① スクールソーシャルワーカーの活用

不登校など子どもが抱える問題を支援するスクールソーシャルワーカーの活用により子どもの問題の解決を図る取組

実施状況と今後の方向性	担当課
スクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒に対する面談等の相談支援の充実や、関係機関等との連携・調整を図り、課題の早期解決に努めます。	教育課

② ヤングケアラー等への支援

ヤングケアラーの把握と支援を行う取組

実施状況と今後の方向性	担当課
ヤングケアラーは、近年になって行政課題として認識が高まったことに加え、当事者である子ども自身や家族が自覚しづらいため支援ニーズが顕在化しにくいという特徴があります。 保健福祉課を中心として関係者が連携しヤングケアラーの早期発見に努め、事案を把握した場合には速やかに支援へつなげます。	保健福祉課 教育課 水上学園

③ 専門家による相談体制の強化

いじめや少年非行時の問題行動、不登校、児童虐待や貧困等の家庭の問題に対応するために、専門的な相談体制を強化する取組

実施状況と今後の方向性	担当課
保護者、学園との連携を図り、支援要請には、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど専門機関へ迅速につなげており、不登校案件などについては長期支援を行っています。 今後も、事業を継続して実施します。	教育課 水上学園

④ 母子保健施策における早期発見

保健師による訪問、指導等の機会を活用し、家庭状況の把握と相談支援を行い、状況に応じて関係機関へのつなぐ取組

今後の方向性	担当課
保健師による妊産婦訪問、乳幼児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	保健福祉課

第5章 子ども・子育て支援給付等

子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり、子ども・子育て支援法により、教育・保育を提供するための区域や、保育所等の必要利用定員等を定めることとされています。

本村の子ども・子育て支援に係る提供体制等について、以下の通り定めます。

【子ども・子育て支援法第六十一条第2項において計画で定めることとされている事項】

- 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域
- 提供区域ごとの各年度の施設ごと・小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本村においては、第2期計画に引き続き、村内全域を1つの区域として設定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 子ども・子育て支援給付の概要

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があると定めています。

また、市町村は、保護者の申請に対し、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用への該当の有無を考慮した上で、保育の必要性を認定し、給付を支給することとなっています。

認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

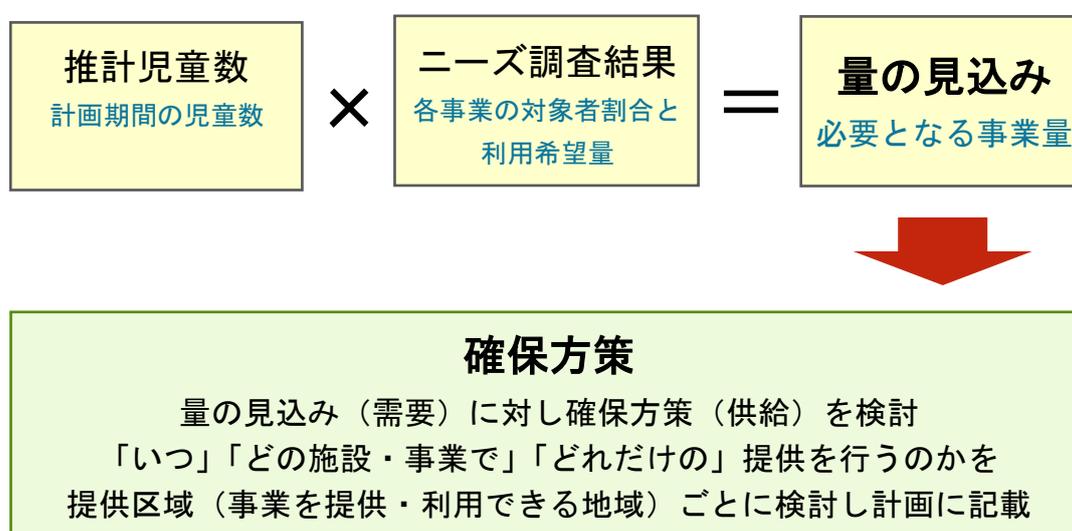
【参考】教育・保育給付認定区分（支給要件）

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳	なし	市町村より施設型給付費に係る施設	
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育希望)	として確認を受けた幼稚園や認定こども園の利用を希望される方	○幼稚園 ○認定こども園
		あり (保育希望)	保護者の就労や病気等の理由で、家庭	○認定こども園 ○保育所
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育

(2) 教育・保育の確保方策決定の流れ

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み（推定利用人数）」を推計し、提供区域ごとの確保内容、実施時期を設定することとされています。

本村では、国の手引に基づき、提供区域の設定と、計画期間中の児童数の推計と子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査による量の見込みの算出と確保方策の決定を行いました。

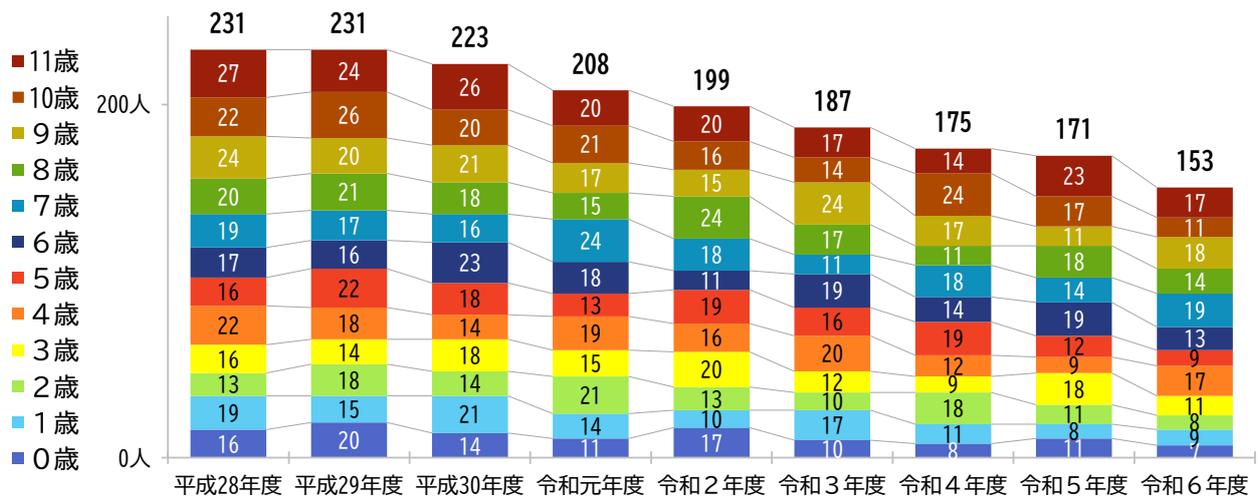


(3) 児童数の推計

①これまでの児童数

○第2期計画期間は、令和2年の199人から令和6年の153人と46人減（23.1%減）となっています。

○0歳児の人数は、コロナ禍、豪雨の影響が本格的に現れる令和3年以降、10人程度で推移しています。



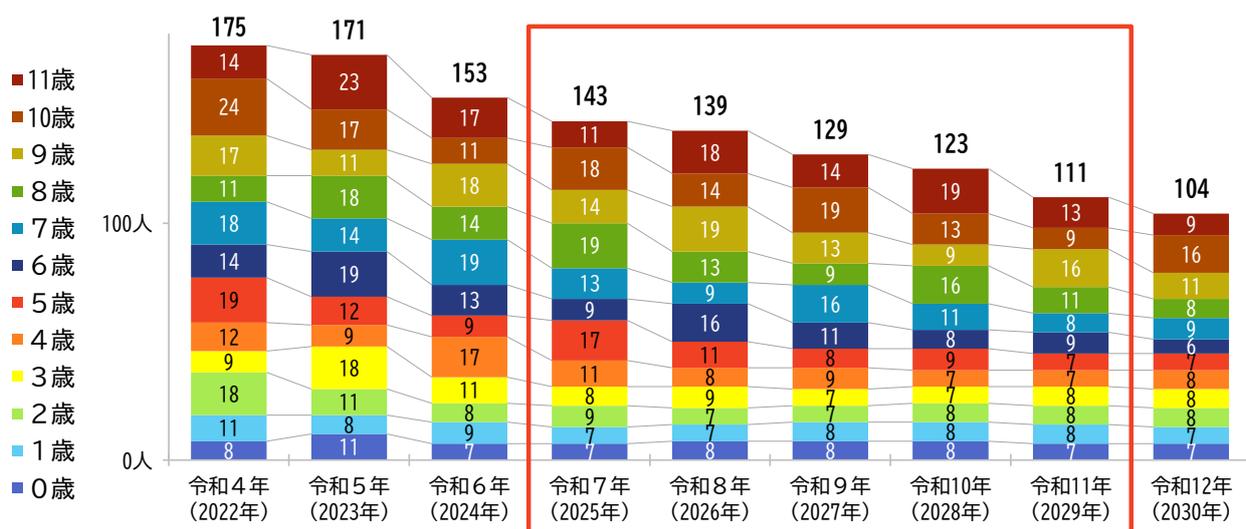
単位 (人)	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和元年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	16	20	14	11	17	10	8	11	7
1歳	19	15	21	14	10	17	11	8	9
2歳	13	18	14	21	13	10	18	11	8
3歳	16	14	18	15	20	12	9	18	11
4歳	22	18	14	19	16	20	12	9	17
5歳	16	22	18	13	19	16	19	12	9
6歳	17	16	23	18	11	19	14	19	13
7歳	19	17	16	24	18	11	18	14	19
8歳	20	21	18	15	24	17	11	18	14
9歳	24	20	21	17	15	24	17	11	18
10歳	22	26	20	21	16	14	24	17	11
11歳	27	24	26	20	20	17	14	23	17
0-5歳	102	107	99	93	95	85	77	69	61
6-11歳	129	124	124	115	104	102	98	102	92
合計	231	231	223	208	199	187	175	171	153
前年度比		変動無し	8人減	15人減	9人減	12人減	12人減	4人減	18人減

出典：水上村住民基本台帳（各年5月1日時点）

②児童数の推計

○今後の水上村の児童数について、令和2年～令和6年の人口データを元に推計を行いました。

○第3期計画期間（令和7年～令和11年）は、0歳児数は7～8人で推移し、児童数合計としては143人から111人（32人減 22.4%減）となる見込みです。



単位 (人)	実績			第3期 推計					第4期
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳	8	11	7	7	8	8	8	7	7
1歳	11	8	9	7	7	8	8	8	7
2歳	18	11	8	9	7	7	8	8	8
3歳	9	18	11	8	9	7	7	8	8
4歳	12	9	17	11	8	9	7	7	8
5歳	19	12	9	17	11	8	9	7	7
6歳	14	19	13	9	16	11	8	9	6
7歳	18	14	19	13	9	16	11	8	9
8歳	11	18	14	19	13	9	16	11	8
9歳	17	11	18	14	19	13	9	16	11
10歳	24	17	11	18	14	19	13	9	16
11歳	14	23	17	11	18	14	19	13	9
0-2歳	37	30	24	23	22	23	24	23	22
3-5歳	40	39	37	36	28	24	23	22	23
6-8歳	43	51	46	41	38	36	35	28	23
9-11歳	55	51	46	43	51	46	41	38	36
合計	175	171	153	143	139	129	123	111	104

出典：令和4年～令和6年は水上村住民基本台帳、令和7年以降はコーホート変化率法による推計値。(各年5月1日時点)

(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策

- 量の見込みは、これまでの利用実績を勘案し児童数推計及びアンケート調査結果から見込みました。
- 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）は利用ニーズがなく、量の見込みが0人となっています。
- 0～5歳のほとんどの児童の保護者が保育所の利用を希望しており、その利用希望と推計児童数に基づき、今後の2号認定（保育ニーズ）、3号認定（0歳）、3号認定（1歳）、3号認定（2歳）の人数を見込みました。
- 村内の保育所2か所を活用し、教育・保育の提供を行います。
- 広域利用の希望については、近隣市町村と連携を取り、適切に対応します。

① 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）（※1）

		第3期推計値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号	0	0	0	0	0
	2号（教育）	0	0	0	0	0
	合計（利用見込）	0	0	0	0	0
②確保方策（定員）		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

※1 「2号認定（教育ニーズ）」とは2号認定者のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者（教育ニーズがある者）を指す。

② 2号認定（保育ニーズ）

		第3期推計値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用見込）		33	26	22	21	20
②確保方策（定員）		59	58	59	60	60
内訳	保育所	55	55	55	55	55
	広域利用	4	3	4	5	5
過不足(②-①)		26	32	37	39	40
③広域による受託		1	1	0	0	0
受託を含めた需給（②-①-③）		25	31	37	39	40

③-1 3号認定（0歳）

		第3期推計値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用見込）		4	4	4	4	3
②確保方策（定員）		16	15	15	16	15
内 訳	保育所	15	15	15	15	15
	広域利用	1	0	0	1	0
過不足(②-①)		12	11	11	12	12
③広域による受託		0	0	0	0	0
受託を含めた需給（②-①-③）		12	11	11	12	12

③-2 3号認定（1歳）

		第3期推計値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用見込）		7	7	8	8	8
②確保方策（定員）		17	16	15	15	16
内 訳	保育所	15	15	15	15	15
	広域利用	2	1	0	0	1
過不足(②-①)		10	9	7	7	8
③広域による受託		0	0	0	0	0
受託を含めた需給（②-①-③）		10	9	7	7	8

③-3 3号認定（2歳）

		第3期推計値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用見込）		9	7	7	8	8
②確保方策（定員）		20	22	21	20	20
内 訳	保育所	20	20	20	20	20
	広域利用	0	2	1	0	0
過不足(②-①)		11	15	14	12	12
③広域による受託		0	0	0	0	0
受託を含めた需給（②-①-③）		11	15	14	12	12

【参考】広域による委託人数（他自治体の保育所等を利用する人数）内訳

	第3期推計値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定及び 2号認定（教育二一ズ）	0	0	0	0	0
2号認定（保育二一ズ）	4 人吉市1人 湯前町3人	3 人吉市1人 湯前町2人	4 あさぎり町1人 湯前町3人	5 あさぎり町1人 湯前町4人	5 あさぎり町1人 湯前町4人
3号認定（0歳）	1 湯前町1人	0	0	1 湯前町1人	0
3号認定（1歳）	2 あさぎり町1人 湯前町1人	1 湯前町1人	0	0	1 湯前町1人
3号認定（2歳）	0	2 あさぎり町1人 湯前町1人	1 湯前町1人	0	0

【参考】広域による受託人数（他自治体から水上村保育所を利用する人数）内訳

	第3期推計値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定及び 2号認定（教育二一ズ）	0	0	0	0	0
2号認定（保育二一ズ）	1 多良木町1人	1 多良木町1人	0	0	0
3号認定（0歳）	0	0	0	0	0
3号認定（1歳）	0	0	0	0	0
3号認定（2歳）	0	0	0	0	0

(5) 保育利用率の設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。

本村においては、保育利用率の目標値を、3号認定見込みの方（保育利用を希望する児童）が全員利用できるように、3号認定見込みの人数÷0～2歳の推計児童数の割合を上回ることを目標として定めます。

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

計算式 保育利用率＝3号認定の確保方策（利用定員数）÷0～2歳の総児童数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①保育利用率目標値 (ウ÷イ)として設定	92%	93%	93%	93%	92%
②保育利用率の見込み (ア÷イ)	230%	241%	222%	213%	222%
ア 確保方策(利用定員数)	53	53	51	51	51
イ 0-2歳推計児童数	23	22	23	24	23
ウ 3号認定見込み (保育利用希望者数)	20	18	19	20	19

第3節 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に基づき、地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、教育・保育と同様に市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み及び提供体制の確保の内容等を定め、それに基づき提供することとされています。

第3期では、新たに⑭～⑲の6事業が追加されました。

■地域子ども・子育て支援事業の水上村での実施状況（○：実施 ×：実施せず △：検討他）

事業名	第2期	第3期
① 利用者支援事業（基本型、特定型、こども家庭センター型）	○	○
② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	○	○
③ 妊婦健康診査	○	○
④ 乳児家庭全戸訪問事業	○	○
⑤ 養育支援訪問事業	×	他事業で対応
⑥ 子育て短期支援事業	×	×
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	×	×
⑧ 一時預かり事業	自主事業	他事業で対応
⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）	○	○
⑩ 病児・病後児保育事業	○	○
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○	他事業で対応
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	×	△
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	×	△
⑭ 産後ケア事業（令和3年度から努力義務、第3期より地域子ども・子育て支援事業に位置付け）【新規】		○
⑮ 子育て世帯訪問支援事業【新規】		○
⑯ 児童育成支援拠点事業【新規】		△
⑰ 親子関係形成支援事業【新規】		△
⑱ 妊婦等包括相談支援事業 （第3期より地域子ども・子育て支援事業に位置付け）【新規】		○
⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】		○

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

【事業の概要と方針】

- 子どもやその保護者が、認定こども園・保育園・幼稚園での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所でコーディネーターによる情報提供・紹介を行う事業です。
- 利用者支援事業はその実施場所・施設によりいくつかの種類に分かれ、第3期からは母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談を行う「こども家庭センター型」が新たに加わりました。
- 本村では、保健福祉課において、こども家庭センター型の利用者支援事業を実施し、子育てサービスの利用に関する情報提供と相談を行います。

■量の見込みと確保方策

(ア) 基本型・特定型

単位 (か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (施設数)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
②確保方策	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

(イ) こども家庭センター型

単位 (か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (施設数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

②地域子育て支援拠点事業

【事業の概要と方針】

- 保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、子育て中の保護者が日常的に集まり、育児相談・情報交換ができる場を作り、子どもの健やかな成長を応援する事業です。
- 現在、「子育て支援センターさくらっこ」で、週あたり4回実施しています。
- 量の見込みはニーズ調査から見込みました。

■量の見込みと確保方策

単位（人回/月）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用回数）	76	79	88	85	76
②確保方策（提供体制）	76	79	88	85	76
実施施設	子育て支援センターさくらっこにて実施				

③妊婦健康診査

【事業の概要と方針】

- 安心・安全に出産できる体制作りを進めるため、妊婦に対して健康状態の把握等を行います。
- 妊婦全員に実施する事業であるため、量の見込みは0歳児の推計児童数から見込みました。
- 熊本県医師会に委託し、すべての対象者に対して事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	7	8	8	8	7
②確保方策（実施体制）	対象者全員に通年で実施 熊本県医師会委託				

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要と方針】

- 子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境を整備する事業です。
- すべての乳児とその保護者を対象とする事業であるため、量の見込みは0歳児の推計児童数から見込みました。
- すべての対象者に対して、事業を継続して実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	7	8	8	8	7
②確保方策(実施体制)	対象者全員に実施 (実施機関：保健福祉課 実施職員：保健師等)				

⑤養育支援訪問事業（令和6年度から子育て世帯訪問事業に移行して実施）

【事業の概要と方針】

- 養育支援が特に必要である子どもをもつ家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言などを行う事業です。
- 対象者が限られる事業であることから事業の実施を予定せず、ニーズに対しては助言、相談に関する他の事業等で対応することとします。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業の概要と方針】

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- 現在ニーズはありません。
- 今後も引き続きニーズの把握を行いながら、事業実施を検討します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

【事業の概要と方針】

- 仕事と家庭の両立など、子育てを支援するため、子どもを預かってほしい方（依頼会員）と子どもを預かることができる方（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。
- 現在ニーズはありません。
- 今後も引き続きニーズの把握を行いながら、事業実施を検討します。

⑧一時預かり事業

(ア) 幼稚園型（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

【事業の概要と方針】

- 幼稚園、認定こども園（教育）において保育が必要な在園児に対し、教育時間終了後や土曜日等に一時的な預かり保育を提供する事業です。
- 本村では、幼稚園等の利用（1号認定及び2号認定（教育ニーズ））の利用見込みが0人であることから、本事業についても0人で見込んでいます。

(イ) 幼稚園による預かり保育以外

【事業の概要と方針】

- 就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育園等で預かる事業です。
- 本村では、ほとんどの方が通常の保育を利用しており、一時的な預かりのニーズは少ないことから事業を実施せず、利用ニーズがあった場合は他事業で対応します。

参考 他事業による一時的な預かり

- これまでの利用実績及び利用ニーズから量の見込みを算出しました。
- 事前申し出による子育て支援センターでの短時間の預かりで対応します。
- ある程度の期間の保育ニーズに対しては、通常保育で対応します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	321	285	279	285	269
②確保方策	321	285	279	285	269

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

【事業の概要と方針】

- 保護者の就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応するため、保育所等の開所時間の前後において、延長して保育を行う事業です。
- 現在、本村では保育所の開所時間を拡大し、それまで時間外保育（延長保育）として対応していた時間帯についても通常の保育時間として対応しています。そのため、延長保育事業としての利用は一部の時間帯にのみ限られます。
- これまでの利用児童数の実績から量の見込みを見込みました。
- 村内保育所と連携し、適切に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用者数）	4	3	4	5	5
②確保方策	10	10	10	10	10

⑩病児・病後児保育事業

【事業の概要と方針】

- 子どもが病気の際に、保護者が仕事などの理由により自宅での保育が難しい場合に、病院や保育園などに付設された専用スペースなどで一時的に保育を行う事業です。
- 現在、4町村共同事業（水上村、湯前町、多良木町、あさぎり町）として、公立多良木病院で実施しています。量の見込みはニーズ調査から、確保方策は病院のおおよその年あたり開院日数から見込みました。
- 必要に応じて適切に病児保育を提供できるよう、現在の提供体制の維持に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用日数）	118	105	103	105	99
②確保方策	230	230	230	230	230

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要と方針】

- 保護者が仕事のため、昼間家にいない家庭に対し、放課後や長期休暇時に1年生～6年生の子どもを保育施設等で預かる事業です。
- 本村では、放課後子ども教室（わんぱくキッズ塾）、村独自事業である元気クラブ（チャレンジクラブ）によって放課後の居場所の確保を行っていることから、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は実施を予定しません。
- 今後も継続して、放課後子ども教室、元気クラブによる放課後の居場所の確保に努めます。
- 現在、元気クラブの利用者は0人となっていますが、利用希望があった場合は実施に向けて適切に対応します。

■放課後の過ごし方のニーズに対する各事業による提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童クラブ	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
放課後子ども教室	実施	実施	実施	実施	実施
元気クラブ	実施	実施	実施	実施	実施

(ア) 放課後子ども教室

【参考】利用者数内訳

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
利用見込合計	29	28	26	25	20	
1年生	7	12	8	6	7	
	2年生	9	6	11	8	6
	3年生	13	9	6	11	8
	4年生	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	

(イ) 元気クラブ（放課後チャレンジクラブ）

【参考】利用者数内訳

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込	0	0	0	0	0

⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【事業の概要と方針】

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- 村内のニーズ、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の概要と方針】

- 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や特定教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担の軽減などを図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保する事業です。
- 地域の教育・保育施設等の事業者の状況や子育て世帯のニーズ等を勘案し、適切な対応を図ります。

⑭産後ケア事業

【事業の概要と方針】

- 出産後1年未満の母子で産後ケアが必要な方を対象とし、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。
- 病院、助産所等の空きベッドを活用し宿泊による休養の機会等を提供する「宿泊型」、個別・集団で支援を行える施設で、日中に来所した利用者に対して実施する「デイサービス型」、実施担当者が利用者の自宅に赴き実施する「アウトリーチ型」の3種類があります。
- 同様の実施事業の利用実績等から量の見込みを見込みました。
- 人吉球磨圏域全体で圏域内の助産院、産科医療機関等に委託する形で体制を整備しており、本村では令和7年度より事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	5	5	5	5	5
②確保方策（人日）	5	5	5	5	5
実施か所（か所）	人吉球磨圏域の医療機関等にて実施 宿泊型：1施設 デイサービス型：3施設 アウトリーチ型1施設				

⑮子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要と方針】

○家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事支援、育児・養育支援等を実施する事業です。

○週に1回利用することを基本として量の見込みを見込みました。

○本村では、令和6年度から実施しています。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用日数）	52	52	52	52	52
②確保方策	52	52	52	52	52

新規

子育て世帯訪問支援事業

成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算 2,074億円の内数（1,847億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,500円

1件当たり 930円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,200円、1件当たり740円
③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり 900円、1件当たり560円

2

⑰親子関係形成支援事業

【事業の概要と方針】

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。
- 対象者等が限られることや専門的な知識・経験を有する講師の確保等が課題となることから、県の事業利用や人吉球磨圏域共同による実施など実施手法について検討に努めます。

新規
親子関係形成支援事業
成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援交付金>
令和6年度予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※0内は前年度当初予算額

1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。



3 実施主体等

<p>【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）</p> <p>【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3</p> <p>【補助単価】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1講座（4回分）</td> <td style="text-align: right;">88,400円</td> </tr> <tr> <td>講座内の実施回数が増える場合、</td> <td style="text-align: right;">22,100円ずつ加算（※）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。</td> </tr> </table> <p>○親子関係形成支援プログラム資格習得支援</p> <p>1市町村当たり 100,000円</p>	1講座（4回分）	88,400円	講座内の実施回数が増える場合、	22,100円ずつ加算（※）	※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th style="padding: 5px;">利用者負担軽減加算</th> <th style="padding: 5px;">1回当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">生活保護世帯</td> <td style="text-align: right;">2,210円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">1,770円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯</td> <td style="text-align: right;">1,330円</td> </tr> </tbody> </table>	利用者負担軽減加算	1回当たり	生活保護世帯	2,210円	市町村民税非課税世帯	1,770円	市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,330円
1講座（4回分）	88,400円														
講座内の実施回数が増える場合、	22,100円ずつ加算（※）														
※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。															
利用者負担軽減加算	1回当たり														
生活保護世帯	2,210円														
市町村民税非課税世帯	1,770円														
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,330円														

⑱妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要と方針】

- 妊婦等に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況等の把握を行うとともに、子育て等に関する情報提供、相談への対応等を行う事業です。
- こども家庭センターにおいて妊婦1人に対し3回の面談を実施することを基本として量の見込みを算出しました。

■量の見込みと確保方策

単位（人回/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回）	21	24	24	24	21
②確保方策 こども家庭センター(人回)	21	24	24	24	21

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業の概要と方針】

- 0歳6か月以上満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とし、月に一定時間までの利用可能枠内で就労要件を問わず誰でも時間単位で保育所等を利用できる事業です。令和8年度からの本格的な実施が予定されています。
- 国の手引きに基づき0歳6か月から満3歳未満の未就園の未就園児数×月10時間÷定員一人あたりの受け入れ可能時間数（176時間）として見込みました。
- 本村では対象年齢の児童のほとんどが通常の教育・保育を利用しており、利用対象者は少ないと見られますが、令和8年度開始の国の方針に基づき、利用希望があった場合に円滑に対応できるよう制度の整備を進めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （人）	0歳児		1	1	1	1
	1歳児		1	1	1	1
	2歳児		1	1	1	1
②確保方策 （人）	0歳児		1	1	1	1
	1歳児		1	1	1	1
	2歳児		1	1	1	1
	全体		3	3	3	3

第4節 教育・保育の提供体制に関するその他の方針

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

本村の児童数及び施設の状況を勘案し、現在の保育施設を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況および利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。

(2) 教育・保育の質の向上

教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図るためには、保育士等の専門性や経験が重要になります。

保育士等に対し、熊本県の実施する研修等に関する情報提供を行い資質の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、保育士や幼稚園教諭等の人材不足問題にも対応していきます。

また、専門職等の活用による幼児期の教育・保育の質の向上に向けた検討を行います。

(3) 保育所と水上学園の連携の推進

幼児期の教育・保育を利用する児童が、就学後に円満な学校生活を送れるよう、保育所等と学園（前期課程）の連携と保育士・教職員等の相互参観を実施し、情報共有に努めます。

また、1～6年生の放課後の居場所を確保する観点から、水上学園就学後に学童保育を適切に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

(5) 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

未就学児の保護者が、産前・産後休業及び育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、計画的に教育・保育の提供体制の整備を行います。

特に、0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするケースがあることを踏まえ、育児休業満了時からの特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

(6) 外国につながる児童の教育・保育の利用

外国人の親を持つ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。



第6章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、保育・教育施設をはじめとする地域、熊本県及び近隣市町村との連携による取組が重要となります。

村内外の関係者との連携を深めるとともに、事業の進捗状況の定期的な把握を行い、その評価を行うことで、計画の着実な推進と取組の改善を図ります。

(1) 村内の推進体制

本計画は、幼児期の教育・保育の提供体制を定めるとともに、子どもが健やかに成長できる地域環境整備、子育て家庭や若者の支援など、子どもを中心として様々な分野の取組方針を定めるものです。そのため、本計画の推進のためには、地域の協力が不可欠です。

保育所、水上学園、医療機関などの直接子どもと接する機会のある関係者はもちろん、行政区、民生委員・児童委員、地域住民など地域と連携し、村全体で子どもと子育て家庭を見守り、支える体制を構築します。

(2) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、村の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めます。

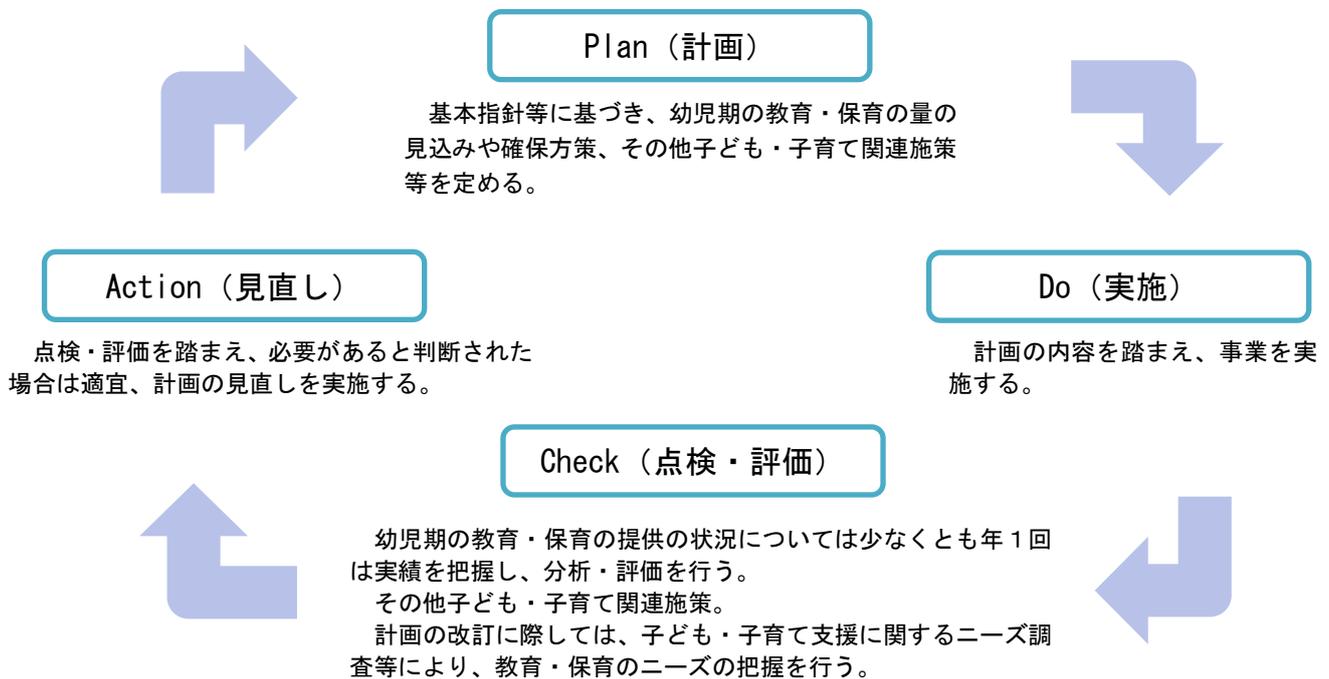
また、児童虐待、ひとり親家庭の支援、障がい児支援など特に専門的な支援が必要となる分野については、県が広域的に実施する事業・研修などの様々な事業の活用を図り、特別な支援を必要とする人への支援を充実させ、すべての子ども・若者、子育て家庭が安心して生活できる村を目指します。

第2節 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

【PDCAサイクルのプロセス】



資料編

水上村子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、水上村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、村長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年度 子ども・子育て会議委員名簿

	役 職 名	氏 名	備考
1	岩野保育所保護者会長	尾方 健一	
2	湯山保育所保護者会長	川原 隆治	副会長
3	水上学園PTA会長	西 祐一	
4	水上村民生委員児童委員	井上 理恵子	
5	水上村民生委員児童委員	小林 千秋	
6	水上学園校長	東 篤哉	
7	女性の会代表	中村 千恵子	
8	岩野保育所主任保育士	椎葉 美紀	
9	湯山保育所主任保育士	下田 万里子	
10	水上村子育て支援センター代表	力田 美里	
11	水上村教育長	原 崇	
12	水上村社会福祉協議会事務局長	入江 拓実	
13	水上村国民健康保険運営協議会委員代表	杉野 久志	会長
14	区長会長	椎葉 浩二	

用語集

■あ行

ICT	Information and Communication Technology の略。 日本では既に一般的となっている I T = 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業。
SNS	Social Networking Service の略。W e b 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするソーシャルメディアのこと。狭義では、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービスを指す。

■か行

学校運営協議会 (コミュニティ・ スクール)	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律に基づいた仕組みのこと。
教育・保育施設	幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所（園）」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の3つの施設のこと。施設の利用を希望する場合は、市町村からの認定が必要となる。
協働	様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産むこどもの平均数を示す。合計特殊出生率が 2.07 以上であれば人口は増加傾向、2.07 未満であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。(2.07 は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。)

子育て短期 支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がある。
こども家庭 センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。母子保健機能（旧「子育て世代包括支援センター」）と児童福祉機能（旧「子ども家庭総合支援拠点」）の機能を一体的に運営し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う。
子ども・子育て 関連3法	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条において定められた、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等についての計画。5年を1期として、特別区を含めた全市町村が作成する。

■さ行

時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
児童虐待	保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)が18歳未満の児童に対し、叩く・蹴る等の身体的虐待、わいせつな行為をする性的虐待、育児放棄(ネグレクト)、著しい暴言や拒絶を行う心理的虐待の4種類に分類される。
児童の権利に 関する条約	1989年に第44回国連総会において採択され、日本は1994年に批准した。この条約は、世界の多くの児童(児童については18歳未満のすべての者と定義。)が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものである。本条約の発効を契機として、更に一層、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にされた教育が行われることが求められている。
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して行われる学用品代や給食費などの援助。
食育	食事バランスの健全化や農林漁業体験や食文化の保護・継承など、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育。

スクールカウンセラー（SC）	児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者に対する助言・援助を行う専門職。
スクールソーシャルワーカー（SSW）	児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関の連携・調整などを行う専門職。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動実績等がある者が起用される。
絶対的貧困	人々が生活するために必要な食料や医療などが欠けており、必要最低限の生活水準が満たされていない状態。
相対的貧困	一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ておらず、ある社会で一般的と考えられているレベルの生活ができない状態にあること。

■た行

男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
地域子育て支援拠点事業	市町村が乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に基づき子ども・子育て家庭等を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業。（地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、一時預かり事業 等）
等価可処分所得	世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人数の平方根で割ったもの。

■な行

乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
認定こども園	就学前のこどもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。また、地域における子育て支援として、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 種類が存在する。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

ネグレクト	虐待の一種で、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為を指す。
-------	---

■は行

バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。
病児保育事業 （病児・病後児 保育事業）	病児（当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない児童）・病後児（病気の回復期にある児童）で集団保育が困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
保育所	保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とするこどものための施設。0歳から小学校に入学する前までのこどもが、日々、保護者のもとから通って一緒に過ごす。利用定員は20人以上。
放課後児童 健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
放課後等 デイサービス	発達に不安のある児童・生徒を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行う事業。

■ま行

民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
-----------	---

■や行

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
幼稚園	学校教育法において「学校」として定義される、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、3歳から小学校入学前までの幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とし、幼児教育を行う施設。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童。保護者に監護させることが不相当と認められる児童には、虐待を受けていたり、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい等を有していたりする児童などが当てはまる。
要保護児童対策地域協議会	虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見をし、適切な支援を提供すること及び児童虐待の予防を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。

■ら行

利用者支援事業	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
---------	--

■わ行

ワーク・ライフ・バランス	働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	---

第3期水上村子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

発行日：令和7年3月

発行：水上村 保健福祉課

〒868-0795 熊本県球磨郡水上村大字岩野90番地

電話：0966-44-0313 F A X：0966-44-0662
